

令和元（2019）年度
自己点検評価書
(2017年度～2018年度)

令和元年（2019）年6月
尚綱学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準1 使命・目的等	8
基準2 学修と教授	12
基準3 経営・管理と財務	32
基準4 自己点検・評価	47
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	50
基準A 研究活動	50
基準B 地域貢献・国際交流	56

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 尚綱学院大学・尚綱学院大学大学院の建学の精神・基本理念

尚綱学院は、明治25（1892）年アメリカ合衆国のバプテスト派婦人外国伝道協会から派遣された女性宣教師たちによって、キリスト教教育のための「尚綱女学会」として創設された。

それ以来今日まで、創設者の思いである「キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育てる」ことを建学の精神として、守り、継承してきた。

校名の由来である「衣錦尚綱」とは、中国の『礼記』の編章である古典『中庸』の一節であり、金や銀、色鮮やかな糸で織られた美しい着物を着ていたとしても、それを見せびらかせて驕るのではなく、その上に質素な麻の打ち掛けをまとい、錦のきらびやかさをつつましく被う君子の道を説いた言葉である。後に、初代校長ミス・ブゼルによって、その精神を示す聖句として新約聖書ペトロの手紙第3章3節・4節が選ばれた。「あなたがたの装いは、編んだ髪や金の飾り、あるいは派手な衣服といった外面的なものであってはなりません。むしろそれは、柔和でしとやかな気立てという朽ちないもので飾られた、内面的な人柄であるべきです。このような装いこそ、神の御前でまことに価値があるのです。」である。

尚綱学院大学及び同大学院は、建学の精神に則り、「キリスト教精神と豊かな教養によって内面をはぐくみ、他者への愛と奉仕の心を持って社会に貢献する人間を育成する」ことを教育理念としている。

このような教育理念を実現するため、本学は、その教育の特徴として、①総合的人間力の育成、②身近な距離感、③実践を通して学ぶ、④グローバルな視野で東北の発展を支える、という4つを掲げ、6つの学科3つの専攻にわたる幅広い学問分野を一つの学部・研究科のもとに置いて、人間に深く関わる教育研究を展開している。

2. 尚綱学院大学・尚綱学院大学大学院の使命・目的

尚綱学院大学は、その教育理念に基づき、教育の目的を学則第1条で、以下のよう定めている。「本学は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところから従い、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究すると共に、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。」さらに、学部及び各学科の目的を以下の表のように定めている。（尚綱学院大学学則別表1）

人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的	
総合人間科学部	キリスト教の精神について理解を深め、基礎的な学習能力と豊かな教養を身につけると共に、「人間」に関する事象を多面的・科学的に解明する諸学問領域を学び、市民として、また、職業人として、他者への愛と奉仕の心を持って社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
表現文化学科	表現文化の歴史と構造について総合的な知識を持ち、その知識をマルチメディア的な情報発信やプロデュース活動における資源として活用できる能力を身につけ、社会と文化の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。
人間心理学科	社会や日常生活をめぐる諸問題を人間学と心理学の手法によって解決するための知識と技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
子ども学科	子どもの心と体を理論的、実践的に学ぶことを通して、子どもが全面的に発達するように支援することができる能力を身につけ、社会に貢

	献する人材を養成することを目的とする。
現代社会学科	現代社会のシステムと構造を理解し、地域社会から国際社会までのさまざまなレベルにおける相互理解と協力関係の発展に必要な知的能力と行動力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
環境構想学科	人間の生活と環境との関係を多面的かつ体系的に理解し、地球環境に配慮した循環型社会と生活空間の創造に建設的に寄与できる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。
健康栄養学科	管理栄養士・栄養士に必要な能力、すなわち、個々の生活者の生活環境や特性に応じた望ましい生活のあり方を食・栄養を中心に提案し、その実現に向けて総合的に支援できる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

尚綱学院大学大学院は、建学の精神に基づき、その教育目的を、大学院学則第2条に以下のように定めている。

「本大学院は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精新な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。」

さらに、研究科及び各専攻の人材養成の目的を、以下の表のように定めている。(尚綱学院大学大学院学則別表1)

人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的	
研究科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課題の探求と解決を行うための自立性、創造性、探求心を養う能力 2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力 3. 国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力 以上の能力を身につけた人材を養成する。
心理学専攻	心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技能を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察ができる人材を養成する。
人間学専攻	人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・倫理学などの分野から専門的に研究し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担う人材を育成する。
健康栄養科学専攻	自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる専門職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する。

3. 尚綱学院大学の個性・特色

尚綱学院大学の個性・特色としては以下のことが挙げられる。

- ① 「生き方を学ぶ～キリスト教を土台とした人間教育～」キリスト教を建学の精神としている尚綱学院大学は、学生一人一人がかけがえのない存在であることを踏まえ、学生の個性を尊重している。建学の精神であるキリスト教の精神に基づき、学生と教職員、学生同士、および地域との人格的な交わりを

重んじ、互いに尊敬し合う関係を作ることによって人間としての品性を高め、内面性の豊かな人間の育成をめざしている。

- ② 「身近な距離感～理解と信頼を深める少人数教育」：尚綱学院大学では、学生数約 2,000 人の大学の特長を活かし、大規模大学には見られない教員と学生が互いに顔が見える関係を大切にしている。少人数クラスによる実践的演習・実習を多く取り入れているのもそのためである。教員が労を惜しまず、学生に手を差し伸べる丁寧な教育を行っている。
- ③ 「幅広い知見を養う～総合力を養う他学科専門教育科目の履修」：総合人間科学部は、多様な 6 つの学科から構成されている。この点を活かし、学生が多様な視点や柔軟な思考力・分析力を培い、多面的かつ総合的な人間理解を得ることができるよう、共通教育科目と所属する学科の専門教育科目に加えて、他学科の専門教育科目の一部を選択して履修することができる「他学科専門教育科目」を設けている。
- ④ 「『現場』を知る～体験を通して実践的能力を育成」：尚綱学院大学では、職業人として社会のさまざまな分野で活躍するために必要な専門的な知識と基礎的な技術を身につけることを目的として専門教育を行っている。「実践を通して学ぶ」ことをモットーとし、実習・実験・演習などによる問題解決型の学習方法を多く取り入れている。また、インターンシップを含むキャリア形成教育を地域との関わりを通し、学問と実践の接点を経験することで、学生の外向きの志向性を持った内発的な情熱を育てるため、地域と連携した教育を推進している。
- ⑤ 地域との関わりを通し、学問と実践の接点を経験することで、学生の外向きの志向性を持った内発的な情熱を育てるため、地域と連携した教育を推進している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

() 内数字は入学定員の変更

年	事 項
明治 25 (1892) 年	米国バプテスト派婦人宣教師ミス・ミードにより尚綱女学会開校
明治 32 (1899) 年	私立学校令により正式に認可
大正 9 (1920) 年	3年制高等科(英文科・家事科)を設置
昭和 4 (1929) 年	高等科校舎(インディアナビルディング)落成
昭和 11 (1936) 年	高等科を専攻部と改称、保母科・商科を設置
昭和 15 (1940) 年	英文科、商科を廃止、専攻部選科を家事選科と改称
昭和 21 (1946) 年	専攻部に英文科を設置
昭和 23 (1948) 年	体育科を設置
昭和 25 (1950) 年	尚綱女学院短期大学設置、家政科(定員 30)・英文科(定員 35)
昭和 26 (1951) 年	家政科(30→40)、英文科(35→40)入学定員変更
昭和 27 (1952) 年	家政科が栄養士養成施設として指定を受ける
昭和 29 (1954) 年	家政科(40→80)入学定員変更
昭和 30 (1955) 年	保育科増設(定員 30)
昭和 31 (1956) 年	尚綱女学院幼稚園を設置
昭和 34 (1959) 年	家政科(80→100)、保育科(30→50)入学定員変更
昭和 38 (1963) 年	保育科が保母養成施設として指定を受ける
昭和 39 (1964) 年	家政科(100)を家政専攻(50)、食物栄養専攻(100)に分離し、入学定員変更 保育科(50→65)入学定員変更 専攻科保育専攻設置(定員 10)
昭和 42 (1967) 年	英文科設置(定員 100)、英文科荒巻校舎(中山校舎)落成
昭和 43 (1968) 年	保育科荒巻校舎(中山校舎)落成移転
昭和 44 (1969) 年	保育科(65→100)入学定員変更
昭和 51 (1976) 年	家政科家政専攻(50→100)入学定員変更
昭和 57 (1982) 年	尚綱女学院幼稚園を尚綱女学院短期大学附属幼稚園と改称
昭和 59 (1984) 年	東校舎落成
昭和 60 (1985) 年	家政科家政専攻(100→150)、保育科(100→150)、英文科(100→150)入学定員変更
平成元 (1989) 年	人間関係科設置(定員 100)、中山、八幡にあったキャンパスを名取に統合移転 名取校舎完成 法人を名取キャンパスへ
平成 3 (1991) 年	家政科家政専攻(150→200)、英文科(150→200)、人間関係科(100→150)期限付入学定員増
平成 5 (1993) 年	家政科家政専攻(名称変更)→生活科学科生活科学専攻 家政科食物栄養専攻(名称変更)→生活科学科食物栄養専攻
平成 6 (1994) 年	専攻科食物栄養専攻設置(定員 10) 専攻科食物栄養専攻 同保育専攻が学位授与機構より認定
平成 7 (1995) 年	専攻科生活科学専攻設置(定員 10) 専攻科生活科学専攻が学位授与機構により認定
平成 11 (1999) 年	学位授与機構認定専攻科 食物栄養専攻 1年制(定員 10)廃止 " 食物栄養専攻 2年制(定員 20)設置
平成 14 (2002) 年	学位授与機構認定専攻科 保育専攻 1年制(定員 10)廃止 " 保育専攻 2年制(定員 20)設置
平成 15 (2003) 年	尚綱女学院を尚綱学院と改称 尚綱学院大学開学

尚綱学院大学

	総合人間科学部 健康栄養学科 (定員 100) 人間心理学科 (定員 100、編入学定員 20) 設置 尚綱女学院短期大学 (名称変更) →尚綱学院大学女子短期大学部 生活科学科 (名称変更) →生活創造学科 (175→130) 入学定員変更 英文科 (175→130) 入学定員変更 尚綱女学院短期大学附属幼稚園を尚綱学院大学女子短期大学部附属 幼稚園と改称
平成 16 (2004) 年	生活科学科食物栄養専攻 人間関係科廃止
平成 18 (2006) 年	学位授与機構認定専攻科 食物栄養専攻 2 年制 (定員 20) 廃止 生活科学専攻 1 年制 (定員 10) 廃止
平成 19 (2007) 年	大学院総合人間科学研究科 心理学専攻 (定員 6) 健康栄養科学専攻 (定員 6) 設置 総合人間科学部 表現文化学科 (定員 60 編入学定員 10) 現代社会学科 (定員 80 編入学定員 10) 生活環境学科 (定員 60 編入学定員 10) 設置 総合人間科学部 人間心理学科 (100→80)、入学定員変更 編入定員変更 (20→10) 健康栄養学科 (100→80) 入学定員変更
平成 20 (2008) 年	生活創造学科・英文科廃止
平成 21 (2009) 年	図書館棟・園芸実習棟落成
平成 22 (2010) 年	総合人間科学部 子ども学科 (定員 80 編入学定員 10) 設置 エラ・オー・パトリックホーム移築復元 尚綱学院大学女子短期大学部附属幼稚園を尚綱学院大学附属幼稚園 と改称
平成 23 (2011) 年	女子短期大学部 (保育科) 廃止
平成 24 (2012) 年	大学礼拝堂落成 中国・大連理工大学と「学生交流に関する覚書」を締結
平成 27 (2015) 年	生活環境学科を環境構想学科に名称変更
平成 28 (2016) 年	シカゴ心理専門職大学院 (米国)、培材大学 (韓国)、ハバロフスク 地方藝術専修大学 (ロシア) との交流締結 尚綱学院大学大学院臨床心理実習棟竣工
平成 29 (2017) 年	大学院総合人間科学研究科 人間学専攻 (定員 6) 設置 川崎町と包括連携協定締結 宮城県教育委員会と「包括連携協定」締結 ロシア・ロシア国立芸術学研究所と「有効協力関係に関する協定」 締結
平成 30 (2018) 年	尚綱学院大学ブランドコンセプト「Passion with Mission」制定 青森県と「UIJ ターン就職促進に関する協定」締結 ベトナム・ダナン大学師範大学と「友好協力関係に関する協定」お よび「学生交流に関する覚書」締結 アメリカ・オリンピックカレッジと「有効協力関係に関する協定」 締結

2. 本学の現況

- ・大学名 尚綱学院大学
- ・所在地 宮城県名取市ゆりが丘四丁目 10 番 1 号

尚綱学院大学

以下の表は令和元年（2019）年5月1日現在の状況を示している。なお、総合人間科学研究科は学部教員が兼担している。

・学部及び大学院の構成

<大学>

学部	学科
総合人間科学部	表現文化学科
	人間心理学科
	子ども学科
	現代社会学科
	環境構想学科
	健康栄養学科

<大学院>

研究科	専攻
総合人間科学研究科	心理学専攻（修士課程）
	人間学専攻（修士課程）
	健康栄養科学専攻（修士課程）

・学生数

<大学>

(人)

学部	学科	1年	2年	3年	4年	合計
総合人間科学部	表現文化学科	66	62	51	60	239
	人間心理学科	124	115	67	89	387
	子ども学科	97	107	96	81	379
	現代社会学科	108	127	74	109	387
	環境構想学科	53	45	26	56	180
	健康栄養学科	91	96	88	87	362
合計		539	552	402	482	1975

<大学院>

(人)

研究科	専攻	1年	2年	合計
総合人間科学研究科	心理学専攻（修士課程）	6	10	16
	人間学専攻（修士課程）	6	7	13
	健康栄養科学専攻（修士課程）	2	1	3
合計		14	18	32

以下の表は平成31年（2019）年3月31日現在の状況を示している。

・教員数

(人)

	教授	准教授	講師	助教	合計
総合人間科学部	48	28	8	0	84
総合人間科学研究科	15	5	1	0	21
合計	48	28	8	0	84

※総合人間科学研究科は学部教員が兼担しているため、合計人数には含まれていない。学長、学修支援員（1名）は含めていない。

・職員数

大学事務部 (人)

専任職員	38
嘱託職員	8
臨時職員	8
契約職員	0
合 計	54

経営管理部 (人)

専任職員	23
嘱託職員	0
臨時職員	1
契約職員	0
合 計	24

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人尚綱学院は寄附行為第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づき、学校教育を行う」とその設置の目的を定めている。この目的を受け、大学及び大学院は高等教育機関として、学則においてその目的を明確に定め、使命目的及び教育目的を簡潔に文章化している。【資料：寄付行為】

すなわち、大学学則第1条では、「本学は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところから従い、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究すると共に、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めており、さらに、大学院学則第2条では、「本大学院は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところから従い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精新な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。【資料：尚綱学院大学学則】【資料：尚綱学院大学大学院学則】

建学の精神及び大学及び大学院の目的は、本学ホームページにおいても公表し、また、学生に入学年度当初に配付する『学生生活 Guide Book』（以下「ガイドブック」）にも記載し、周知を図っている。【資料：学生生活 Guide Book】【資料：尚綱学院大学ホームページ】【資料：尚綱学院大学大学院ホームページ】

また、2018年にブランドコンセプトを制定し、尚綱学院大学の目指す方向性を明確にしている。【資料：尚綱学院大学第4次中期計画 Mission19 Goodnes～時代を生き抜く力～】
建学の精神及び高等教育機関の使命を明確に、かつ簡潔に表現している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

AIの急速な発展、気象変動、高度な格差社会、少子高齢化など激動する社会にあって、建学の精神及び大学・大学院の使命目的については、時代の要請に合わせ発展的に継続させていくことができるかが課題である。そのため、2018年に制定したブランドコンセプトに基づき、2019年度からスタートする第4次中期目標・中期計画の大学方針において、建学の精神に基づく人間教育、時代の要請に応える学びの最適化・高度化、多様な価値観を共有し地域に開かれた大学となる理念を盛り込む。さらに、2019年度から、これまでの1学部6学科性から学群・学系制への移行し、学生の主体的学びとともに時代の変化に対応できるよう教育を推進する【資料：尚綱学院大学第4次中期計画 Mission19 Goodnes～時代を生き抜く力～】

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

尚綱学院大学は総合人間科学部一学部から構成され、その学部は特徴を有する 6 学科から構成されている。学則第 1 条 2 項別表 1 に、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的が記されており、総合人間科学部全体としては、「キリスト教の精神について理解を深め、基礎的な学習能力と豊かな教養を身につけるとともに、『人間』に関する事象を多面的・科学的に解明する諸学問領域を学び、市民として、また職業人として、他者への愛と奉仕の心を持って社会に貢献する人材を養成することを目的とする」としている。さらに、表現文化学科では「表現文化の歴史と構造について総合的な知識を持ち、その知識をマルチメディア的な情報発信やプロデュース活動における資源として活用できる能力を身につけ、社会と文化の発展に貢献する人材を養成することを目的とする」、人間心理学科では「社会や日常生活をめぐる諸問題を人間諸科学と心理学の手法によって解決するための知識と技術を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする」、子ども学科では「子どもの心と体を理論的、実践的に学ぶことを通して、子どもが全面的に発達するように支援することができる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする」、現代社会学科では「現代社会のシステムと構造を理解し、地域社会から国際社会までのさまざまなレベルにおける相互理解と協力関係の発展に必要な知的能力と行動力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする」、生活環境学科／環境構想学科では「人間の生活と環境との関係を多面的かつ体系的に理解し、地球環境に配慮した循環型社会と生活空間の創造に建設的に寄与できる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする」、健康栄養学科では「管理栄養士・栄養士に必要な能力、すなわち、個々の生活者の生活環境や特性に応じた望ましい生活のあり方を食・栄養を中心に提案し、その実現に向けて総合的に支援できる能力を身につけ、社会に貢献する人材を養成することを目的とする」と明示している。【資料：尚綱学院大学学則】

これら人材養成の目的等は、本学の建学の精神と照らし合わせて適切であると判断される。また、教育基本法第 1 条の「教育の目的」、第 2 条「教育の目標」にも適合している。学校教育法第 83 条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」にも適合している。

尚綱学院大学大学院は、心理学専攻、人間学専攻及び健康栄養科学専攻からなる総合人間科学研究科により構成され、人材の養成に関する目的その他教育研究の目的について、学則第 2 条 2 項別表 1 に次のように定めている。総合人間科学研究科全体としては、「1. 課題の探求と解決を行うための自立性、創造性、探求心を養う能力 2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力 3. 国際人としてグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力、以上の能力を身につけた人材を養成する」としており、心理学専攻では「心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技術を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察ができる人材を養成する」としており、人間学専攻では、「人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・倫理学などの分野から、専門的に研究し、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力、即ち共生感覚に優れた指導的な役割を担う人材を育成する。」とされており、健康栄養科学専攻では「自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決にあ

たることのできる専門的職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する」としている。【資料：尚綱学院大学学則】

これらの人材養成の目的等は、建学の精神とも適合し、また、学校教育法第 99 条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」との規定にも適合している。

大学・大学院に求められる人材は時代や社会状況により変化しうる。本学「尚綱学院大学自己点検・評価委員会規程」では検討事項（第 5 条）の第一に「本大学の理念及び目標に関すること」を挙げ、社会情勢に対応する体制を整えている。【資料：尚綱学院大学自己点検・評価委員会規程】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の理念・目標の適切性については、自己点検・評価委員会に代わる内部質保証委員会で検討を継続していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

建学の精神と共に、本学の使命・目的及び教育目的については、本学ホームページにおいて公表し、学内外へ周知している。【資料：尚綱学院大学ホームページ】また、学生へは入学時配付するガイドブックの最初に「尚綱学院大学について」の項を設け、建学の精神、教育目標などを示している。【資料：学生生活 Guide Book】また、人材育成の目標等を含む大学及び大学院の学則を掲載している。【資料：学生生活 Guide Book】なお、本学の建学の精神を象徴する聖句を学生が日常的に目にできる場所に掲げると共に、「衣錦尚綱」の額を学内数か所に掲げている。また、教職員を対象に、年に一度学校法人尚綱学院主催の建学の精神に関わる研修会が開催され、教職員のほとんどが出席している。【資料：創立記念礼拝、建学の精神研修会、職員表彰式プログラム】学生に対しては、大学 1 年生を対象に、平成 23（2011）年度から自校学である「尚綱学」を必修科目として開講して、建学の精神に関連した内容を教授している。

本学の中期目標・中期計画については、2 年ごとに見直し、5 年間の計画を策定しており、その進捗状況については年度末に関係部署よりの報告をあげ、総括を行っている。中期目標・中期計画を記した冊子は、教職員には常に手元に置いて確認することを勧奨しており、その冊子の冒頭に、「尚綱学院大学の教育理念・目的・目標」を掲げて、教職員の理解と共有を促している。

3 つのポリシー、すなわちアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、本学ホームページで情報公開している。【資料：尚綱学院大学ホームページ 教育方針】アドミッション・ポリシーは、入試形態別、学科別で定めているが、本学の理念・目的・目標を反映している。また、カリキュラム・ポリシーは、教育目的達成のため、「学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養

及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮」(学則第 27 条)し、教育課程を編成していることを先ず基本方針で明示している。【資料：尚綱学院大学学則 第 27 条】その上で、共通教育科目、専門教育科目、他学科専門教育科目についてそれぞれ示している。ディプロマ・ポリシーについては、以下に挙げる到達目標を達成し、学則に定める所定の単位を修得した学生には、卒業を認定し、学位を授与するとしている。到達目標は以下のとおりであり、これらの内容は、本学の理念・目的・目標を十分反映している。

- (1) 共通教育科目等の履修を通して、建学の精神の礎となるキリスト教の精神について理解を深めると共に、基礎的な学習能力と豊かな教養を身につける。
- (2) 各学科における専門教育科目の履修を通して、職業人として社会に貢献するために必要な専門的知識及び基礎的技術を身につける。
- (3) 大学での学びや生活を通して、コミュニケーション能力、数量的スキル、問題解決能力、自己管理能力、創造的思考力など、社会で活躍するために必要な能力を身につける。

さらに、学科別に専門教育の到達目標を示している。

大学院においても、同様に教育目標を達成するために 3 つのポリシーを定め、ホームページで公開している。【資料：尚綱学院大学大学院ホームページ 教育目的・方針】アドミッション・ポリシーとしては、1. キリスト教の愛と奉仕の精神に基づき、他者への深い思いやりと理解、さらに協力、支援に努める人 2. 専門分野に対する強い好奇心と探求心を抱き、高い目的意識を持って研究課題に取り組む人 3. 人間の健康な生活の営みに関わる諸問題を科学的に研究し、その成果を実践に生かそうとする人を求める学生像として掲げ、さらに専攻別に求める学生像を提示している。カリキュラム・ポリシーは、専攻別に総合科目と専門科目別に示している。ディプロマ・ポリシーは、所属する専攻の到達目標を達成し、修士論文の審査に合格し、大学院学則に定められた所定の単位を修得した学生には、修士の学位を授与するとし、専攻別に到達目標を掲げている。いずれも本大学院の理念・目的・目標を十分反映している。

本学の教育理念・目的・目標を達成するために、教育研究組織が構成されている。すなわち、大学は 1 学部 6 学科から構成され、大学院は 3 専攻から構成されている。【資料：尚綱学院大学学則】【資料：尚綱学院大学大学院学則】各学科、専攻はそれぞれの教育目標達成のための専門科目担当教員から構成され、さらに大学全体の目標達成のためのキリスト教関連科目を含む教養教育を担う教員も各学科に配置されている。

また、2018 年に制定したブランドコンセプトを表すブランドステートメント「Passion with Mission」を、封筒や名刺、印刷物、ホームページなど様々な媒体に標記し、その浸透を図っている。

以上より、本学の使命・目的・目標と教育研究組織の整合性はあると判断される。

(3) 1-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目的・目標については、本学ホームページなどで、学内外への継続的に周知を行い、さらに尚綱学や建学の精神研修、尚綱オフゼイヤー表彰などを通じ、学生・教職員への周知も充実させる。

[基準 1 の自己評価]

使命・目的及び教育目的の明確性、適切性、有効性の面から、本学は、基準 1 「使命・目的等」を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、大学の教育理念に基づく大学の求める学生像および各学科（平成 29(2017)年度）・学類（平成 30(2018)年度）の求める学生像に加え、各入試区分について学科・学類ごとの受け入れ方法を設定し、それらは大学ホームページおよび入試要項等で公表している。【資料：尚綱学院大学ホームページ 入試区分毎のアドミッション・ポリシー】【資料：尚綱学院大学 入試試験要項】

また、オープンキャンパスでは学科・学類ごと、および入試区分ごとの入試説明会を実施し、その中で受け入れ方針の説明を行っている。

アドミッション・ポリシーは、毎年見直しを行っているが、特に平成 30(2018)年度は、平成 31(2019)年度開設の学群・学類に対応する新たなアドミッション・ポリシーを作成した。新たなアドミッション・ポリシーは、新たなディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとの整合性を図りながら、受験生にわかりやすいものとするを基本に作成し、「求める学生像」とともに大学ホームページおよび入試要項で公表している。【資料：尚綱学院大学 入試試験要項】【資料：尚綱学院大学ホームページ 求める学生像】

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学者の選抜に関しては、入試区分ごとにアドミッション・ポリシーを設定し、これに沿った入試を実施している。入試の実施は、入募入試部・入試広報課が中心となり、全学的な体制を敷いて実施している。

A0 入試においては、自分の意欲や考えを明確に表現したエントリーシートの内容と与えられた課題をもとに、学科（平成 29(2017)年度）・学類（平成 30(2018)年度）の 2 人の教員による面談・面接を実施している。その評価はアドミッション・ポリシーを反映した評価項目に基づいて行われ、総合的に判定している。推薦入試、一般入試 B 日程等における書類審査では、学科・学類ごとに評価基準を定めている。また面接は 2 人の教員で行うとともに、質問項目並びに評価基準について学科・学類ごとの統一を図っている。尚、面談・面接に当たっての注意事項をまとめた「尚綱学院大学における受験生対応マニュアル」を作成し、事前に確認している。【資料：尚綱学院大学における受験生対応マニュアル】

平成 29(2017)年度は A0 入試・推薦入試の入学予定者、平成 30(2018)年度は全入試の入学予定者に対し、入学後の学習につなげるための入学前教育「入学準備プログラム」を学科・学類ごとに課し、その評価は入学後にフィードバックしている。【資料：入学準備プログラム】

さらに、入学前教育の取り組みの必要性や大学の学びへの理解を深めるため、12 月（A0 入試・推薦入試の入学予定者対象）および 3 月（全入学予定者対象）に体験入学「プレ・エントランス尚綱デー」を実施している。【資料：プレ・エントランス尚綱デー】

また、一般入試・センター試験利用入試で実施してきた WEB 出願を平成 30（2018）年度入試から全入試に導入することで、出願環境の改善に取り組んでいる。【資料：尚絅学院大学 入試要項】。

入試問題の作成および入試運営に関しては、学長を委員長とする入試管理委員会の下で方針を定め、入試実務担当責任者のもとに実施している。入試問題の作成については、学内教員を中心に科目責任者及び作題者の決定・委嘱を行っており、作成された入試問題については、学内の第三者委員によるチェックを実施しているほか、一般入試A日程の入試問題作成に当たっては、あらかじめ定めた「手順書」に従った作業をすることでミスを防止している。【資料：尚絅学院大学 入試要項】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 31（2019）年度の大学全体の定員充足率は 1.14 である。平成 28（2016）～31（2019）年度大学入学者の定員充足率は 0.95～1.27（平均 1.15）の間で推移し、適切な受入れ数を維持している。【資料：学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）】

入学者確保に向け、入募入試部並びに入試広報課が中心となり、全学的に募集活動を展開している。年間の募集対策は、中期計画を基に、前年度の募集活動の総括に基づいて、計画・実施している。特に平成 30（2018）年度は、平成 31（2019）年度開設の学群・学類についての周知と新たな学びの見える化に努めた。

高校訪問においては、実績校はもとより宮城県内および近隣各県を中心に新規開拓を積極的に展開し、平成 30（2018）年度の訪問高校数は 264 校（のべ 571 回）を数えた。また、高校教員向けの大学説明会を学内で開催し、併せて授業公開・施設見学も実施し、大学の日常を見てもらう工夫をしている。オープンキャンパスは年 6 回（7 日間）開催し、学群・学類説明や入試説明を丁寧に行い、ミニコンサートや在学生企画など、多くの在校生の協力を得て大学の雰囲気も味わってもらえる内容としている。また、SNS を活用した広報や、ダイレクトメールの送付、出前授業、進路ガイダンス参加、大学見学受け入れなど積極的に実施している。【資料：募集活動総括】

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

令和 3（2021）年度入試から始まる新入試について、新たな入試制度を設計し、アドミッション・ポリシーや求める学生像を策定する。その中で、入学者に対する「求める力」をより明確化するとともに、それぞれの入試における「学力の 3 要素」の評価方法を具体的に表記し周知する。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

年度末の入試総括をもとに、入試管理委員会において作題を含む入試運営の問題点・課題の整理を行い、これを基に次年度の入試実施体制の見直しを行っていく。

また、これまで以上に多様な入試を経て入学する学生の受け入れ体制として、入学準備プログラムを見直し、入学予定者への働きかけを再検討する。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 30（2018）年度に策定したブランドコンセプトに基づき、大学全体の認知度向上を図る。また、教育の充実による実績の上積みと、大学ホームページや各種マスコミ媒体等を活用した大学の「見える化」の積極的な展開を図る。

さらに、教育改革によって教育の質を改善し、適切な入学者を確保できる好循環を確立する。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学学部学科と大学院各専攻の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）は教育目的を踏まえ明確にしている。（教育目的は学則別表）

- ・学生に対しては、入学時配付のガイドブックに、ディプロマ・ポリシーとともにわかりやすく記載し周知を図っている。【資料：尚絅学院大学ホームページ（教育方針・活動方針）】

大学総合人間科学部の教育課程の編成にあたっては、教育目的を踏まえ「学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように配慮」（学則第 27 条）し、以下の考え方をもって編成している。【資料：尚絅学院大学ホームページ（教育理念・目的）】

- (1) 教育課程を、共通教育科目、専門教育科目、他学科専門教育科目の 3 区分の授業科目をもって構成する。授業科目は教育の内容と趣旨に対応した区分（科目群）に分け、必要に応じ区分ごとあるいは複数の区分を通した履修要件を定め、教育目標が達成できるようにする。
- (2) 学習効果を高め、多様化する学習目的や学習意欲に柔軟に対応するために、4 年間を 8 セメスターに分け、セメスターごとに授業科目を配置する。
- (3) 資格取得に関する課程については、学生の負担が過度にならないよう、できるだけ本学の教育課程に置かれる科目で履修が可能になるよう配慮し、それを越えて必要なものについては「資格取得に関する科目」として本学の教育課程とは別に設ける。
- (4) 編入学生については、2 年間の在学期間で卒業できるように教育課程を編成する。
体系的な教育課程を編成するにあたり、カリキュラム系統図とカリキュラムマップを作成し、各授業科目の到達目標と、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）およびそれから導かれる観点別到達目標との関連性を明示している。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

カリキュラムマップを授業担当者全員に配布、周知している。【資料：履修ガイド】これにより、当該科目のカリキュラム全体における位置づけ、到達目標との整合性を確保している。

授業改善、教育改善に関する調査研究、施策の立案、実行は、教育開発支援センターが精力的に行っている。当センターは FD 委員会とも連携し、時宜にかなうテーマで FD を実施している。毎年複数回実施している FD 集会のうち少なくとも 1 回は、実際の授業改善（成績評価方法含む）に関する事例発表を組み込んでいる。

専任教員については、教員個人評価制度の一環として、「教員自己点検・自己評価申告書」の提出を毎年度求めており、申告書の中で担当授業における工夫、改善点、学生による授業評価の結果と分析を記載することとしている。申告書は学内で自由に閲覧できるよう、公表している。

単位制度の実質を保つため、学生の年間の履修登録単位数の上限を設定している。成績の優秀な学生は前年度 GPA に応じて、上限を緩和する規程を設けている。(尚絅学院大学履修・単位認定に関する規程 第3条)

シラバスには、毎回の授業の事前事後学修の課題を明記するよう、シラバス作成要項において、全授業担当者に求めている。また、第3者による組織的なシラバスチェック体制がある。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

学習効果を高めるための制度的な取り組みとして、クォーター制を平成 29 (2017) 年度から導入し、それぞれの授業科目の特性に応じて、最適な授業期間と集中度で学修できるようにする。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教職協働による学生への学修支援及び授業支援に関する方針・計画については、中期計画の主要な 7 つの柱の 6 番目として「6. 総合支援体制 (学生の学びをトータルに支援する)」が掲げられ、「教職・職職協働による総合支援システム (本学独自の Only One の学びサポートシステム) の構築」を目標としている。そのうち「6-1. 学習支援」に関する方策を推進する部署としては、全学科、教務部、教育開発支援センター、学生生活部、進路就職部、学習サポートセンター、政策企画室が明記されている。

教学に関する重要事項を審議する教務部委員会には、教務課長の他、教務課員も出席し、資料・情報の提供、議事録作成をはじめとし、部会並びに授業の運営を教職協働で行っている。たとえば、学生に対する履修方法の周知や指導については、前期・後期のはじめに各学科による「学科オリエンテーション」において行っている。前期については教務課職員による履修ガイダンスも行っている。

個別の履修指導は主として学科の教員によって行われるが、資格課程や卒業の履修要件については教務課においてチェックを行い、必要に応じて当該学生に連絡し、適切な履修が行えるよう指導する体制となっている。

2015 年教育開発支援センターの下に設置された英語教育検討ワーキング・グループは、本学共通教育の英語教育の向上と学生の学びの支援を目的とし、2016 年度に英語補助教材「SHOKEI and Japan in English2017」を制作した。これは、全学科教員の協力を得て各専門分野の必須英単語・表現、本学学生が遭遇するであろう場面ごとの英会話例、聖句や演説などの英文などを収録した、約 90 ページの小冊子である。平成 29 (2017) 年度から各英語科目の補助教材として、1 年生から 3 年生までに配布し、英語科目担当者 (含非常勤講師) にも使用を促している。

a) 学生ポータル、授業支援システムなどについて

履修登録、時間割、成績照会、シラバス照会、掲示物の確認等が Web 上で行われるようにする学生ポータルシステムを平成 22（2010）年度から導入し、教務課が運用している。平成 28（2016）年度後期から、新システムに移行し、学生情報の照会、面談時の所見内容の共有機能など、従来システムよりも、学習支援・学生支援がより効果的に行われるようになった。

このほか、授業支援型 e-Learning システム「CEAS」（Web-Based Coordinated Education Activation System）も導入しており、主にコンピュータ実習室を利用する授業で活用している。「CEAS」は情報システムセンターが管理・運用している。また、授業の双方向化を支援するクリッカーの他、プレゼンテーションや模擬授業の場면을クリッカー情報をも含めて録画・再生できる「PF-NOTE」も導入している。これらのシステムや機器は情報システムセンターが管理・運用している。

一方、授業で使用するタブレット端末は、教育研究支援課が貸出・管理を行っている。

以上のように、授業支援にかかる機器は充実してきている一方で、具体的な活用方法のサポートや事例の蓄積・共有体制については今後の整備が課題である。

b) TA、SA の活用について

本学の大学院生が学部の授業の支援をする TA 制度については、「尚絅学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」を整備し運営している。TA の業務は「学部学生に対する実験、実習、演習、外国語などの教育補助業務」（規程第 3 条）としている。

平成 22（2010）年度より、TA 制度に加えて、学部 3、4 年生を対象にした SA（Student Assistant）の制度も導入している。これは、主として大人数の共通教育科目（講義）を支援する目的で導入されており、教育開発支援センターの管轄のもと適切に運営されている。SA の主な業務は、大人数授業でのプリント配布、ミニツペーパーなどの配布・回収、AV 機器操作などの授業中の教員の補助的作業であり、TA の業務とは明確に区別して運用している。平成 28（2016）年度からは、効果的なアクティブ・ラーニングの実施に必要と認められた場合には、大人数の授業でなくても、SA を導入できるようにした。

c) 学習支援について

平成 27（2015）年度の事務組織の改編により「教育研究支援課」が設置された。教育研究支援課は従来よりも現場に近いところで教育研究の支援を行うことを目的にしており、講義棟である 4 号館の中央付近に事務室を置いている。教育研究支援課の設置に伴い、隣接するスペースに「ラーニング・ステーション」を設置し、学生のグループ学習やミニ発表会などのために開放している。

また、平成 27（2015）年度後期より、学習支援を目的とした、「学習サポートセンター」を設置した。センター事務は教育研究支援課があたり、平成 27（2015）年度後期から、学習サポートコースとして「日本語文章作成コース」「英語コース」を開講した。つづいて平成 28（2016）年度からは、日本語文書作成と英語に関する個別相談・個別指導のコーナーも開設した。実際に受講者した学生に対しては満足な支援ができていますが、真に支援が必要な学生への周知、動機づけについては課題が残る。平成 29（2017）年度当初には、前年度の英語科目の成績不振者を抽出し、各学科においてリストを共有し、学科教員から当該学生に声がけするよう協力を求めた。

本学では、教務課、教育研究支援課の他にも、学生相談室、学生生活課、進路就職課も窓口を用意しており、学修に関する相談を始めとした各種の相談に応じている。個別の学修支援については、各学科の教員が主体となって対応している。全専任教員は前期・後期それぞれ週 1 コマ以上のオフィスアワーを設定し、それを学生ポータルシステムにて公表している。

本学ではクラス担任制をとっている。定例の学科会などで、学生の授業への出欠、成績その他の動向についての情報を集約し、必要に応じてクラス担任から当該学生へ連絡を取っている。クラス担任やゼミ指導教員と学生の個別面談については、平成 25（2013）年度

から標準的な面談フォームを用意し全学科で必ず実施することとし、学科ごとの年間計画と実施状況については運営協議会で確認している。

d) 学生の休退学（異動）について

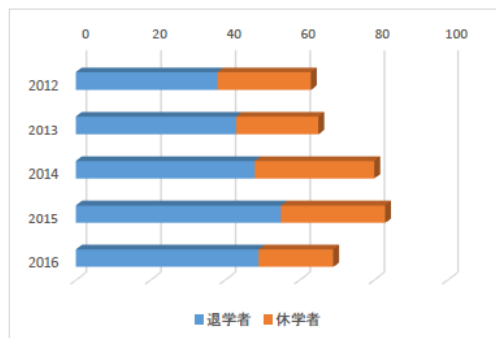
休退学などの異動が生ずる場合には、学科教員と本人および家族などの保証人との面談の後、学科会、教務部委員会を経て学長が許可・決定し教授会で報告される。異動に関わる面談記録は所見書として教務課に提出され、要因分析などの際に活用できるようにしている。学納金の滞納状況については、その状況を事務担当者から、当該学生のクラス担任に連絡する体制をとっている。

学生異動の状況は下記のとおりである。

2017.05.02 教務部委員会資料
2017.05.09 運営協議会資料

連絡・報告事項11 2016年度退学状況

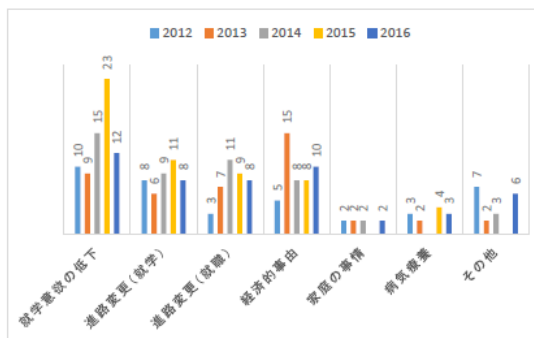
◆退学者・休学者・休退学者の推移



	2012	2013	2014	2015	2016
退学者	38	43	48	55	49
退学者率	2.1%	2.2%	2.4%	2.9%	2.6%
休学者	25	22	32	28	20
休学者率	1.4%	1.1%	1.6%	1.5%	1.1%
休退学者	63	65	80	83	69
休退学者率	3.4%	3.3%	4.1%	4.3%	3.7%
(参)在籍者	1,850	1,972	1,960	1,927	1,888

※在籍者数は5/1現在

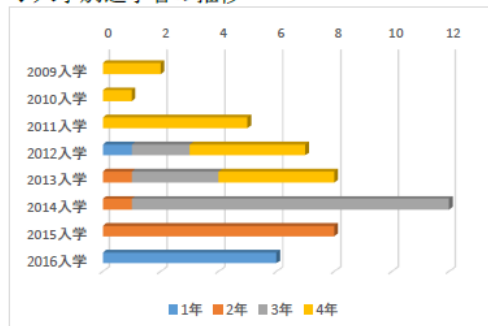
◆退学理由の推移



	2012	2013	2014	2015	2016
就学意欲の低下	10	9	15	23	12
進路変更(就学)	8	6	9	11	8
進路変更(就職)	3	7	11	9	8
経済的事由	5	15	8	8	10
家庭の事情	2	2	2		2
病気療養	3	2		4	3
その他	7	2	3		6

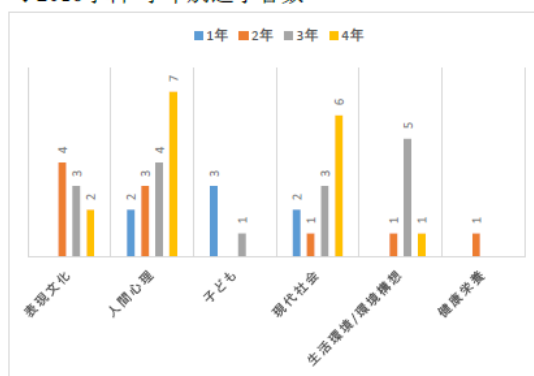
※除籍要件1(授業料未納による)は経済的事由に含む

◆入学別退学者の推移



	1年	2年	3年	4年	計
2009入学				2	2
2010入学				1	1
2011入学				5	5
2012入学	1		2	4	7
2013入学		1	3	4	8
2014入学		1	11		12
2015入学		8			8
2016入学	6				6
全体	7	10	16	16	49

◆2016学科・学年別退学者数



	1年	2年	3年	4年	計
表現文化		4	3	2	9
人間心理	2	3	4	7	16
子ども	3		1		4
現代社会	2	1	3	6	12
生活環境/環境構想		1	5	1	7
健康栄養		1			1
計	7	10	16	16	49

休退学者数が若干増加傾向にあるが、その対策を行うため、平成 27 (2015) 年に設置した政策企画室に IR (Institutional Research) 担当を置き、中退に関する今後の分析・対応を進めている。

e) その他

障がいのある学生に対しては、必要に応じて出願の時点から個別に支援する体制をとっている。入学後の支援については、障がい学生支援委員会との連携のもとに、所属の学科または研究科がその対応策を立案・実施し、学生生活課がその事務を取り扱っている。【資料：尚絅学院大学障がい学生支援委員会規程】

外国人留学生の学生生活全般については学生生活課が窓口となり、履修については当該学科のクラス担任または担当教員が支援している。平成 24 (2012) 年度から留学生チューター制度を導入し、原則として当該留学生の所属学科の日本人学生有志がチューターを務めている。【資料：尚絅学院大学外国人留学生チューター制度に関する規程】

全学共同利用のコンピュータ実習室を管理運営する情報システムセンターには、コンピュータ利用教育支援スタッフ (外部業者委託) を配置し、実習室の環境整備、担当教員の補助、学生の相談、前述の授業支援型 e-Learning システム「CEAS」の運用を支援するほか、全学的な視聴覚備品の貸出し・管理も行っている。なお、各学科の資料室、演習室については、特に支障のない限り学生が自由に利用できるようにしている。

大学図書館の実質業務は平成 20 (2008) 年から外部業者へ委託して行っているが、図書館運営委員会には業務委託先スタッフも出席し、常に情報交換を図りつつ、本学の研究・教育を協働で支援している。図書館は通常の閲覧席の他、グループ学習のできる「コラボボックス」、セミナールーム、静寂な閲覧室などを備え、多様な形態の学習に活用できるようになっている。

尚絅コモンズ構想の一環として、図書館以外の校舎 (講義棟) にも、自習室 (ラーニング・ステーション、ラーニング・スポットなど) や、飲食可能な学習スペースを設置するなど、授業外学修を促進する設備面での充実を行っている。【資料：学生生活 Guide Book】

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

情報システムセンター並びに教育研究支援課における視聴覚機材の管理、活用促進を拡充する。学習サポートセンターのサポートコースと相談窓口については、今後拡充するが、支援を必要とする学生への周知、声かけの方法なども併せて検討する。

平成 28 (2016) 年度後期に導入した新教学システム、学生ポータルシステムのさらなる活用を促進する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

各学科のディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページにおいて公表している。

<http://www.shokei.jp/guide/policy.html>

学生に対しては、ガイドブックで周知している。

大学院の3つのポリシーは大学ホームページにおいて公表している。

<http://www.shokei.jp/faculty/graduate/policy.html>

卒業・修了要件は、幅広い教養と専門的な知識・技能を身につけるよう、授業科目の区分と区分ごとの修得要件を定め、ガイドブックで周知している。

単位認定については「履修・単位認定に関する規程」に明確に定め、成績処理も含め厳格に運用している。また、ガイドブックでは、学生向けの丁寧な説明を、規程とともに掲載する他、入学時や年度初めのオリエンテーションにおいて周知している。

成績評価基準は、大学、大学院それぞれの学則の中で定めている。

成績評価については、GPAの導入の際に、その尺度としての有効性を担保するために、グレードの基準や分布についてある程度揃える必要があるとの議論があった。しかし、すべての授業について統一的にグレードの分布割合を規格化することはせず、各グレードの意味を以下の表のようにとらえることとし、授業担当者並びに学生に周知している。

表 成績評価のグレードとその意味

判定	素点	グレード	GP	意味
合格 (単位認定)	100～90点	S	4	特に優秀な成績
	89～80点	A	3	優秀な成績
	79～70点	B	2	普通の成績
	69～60点	C	1	合格と認められる最低の成績
不合格	59点以下	F	0	不合格

履修科目の成績は、期末に行われる筆記試験、レポート試験を主とし、平常の学修状況その他の成績を加味して科目担当者が評定している。各授業科目の成績評価基準はそれぞれのシラバスに明示している。【資料：シラバス】

平成28(2016)年度には、教育開発支援センターがレポート評価のコモンルーブリックの開発を行い、FD集会の場で周知した。実際の運用は平成29年(2017)年度からとなる。

進級基準については、健康栄養学科を除いては特に定めていない。不合格科目・未履修科目があっても、休学・留学などの事由がない限り上位学年に進級させた上で、必要に応じて低学年の科目を履修するよう指導している。

学生が成績評価について疑問がある場合、授業担当者に対して成績評価の確認を申し立てることができるようにしている。その手続等について「履修・単位認定に関する規程」(第15条)および「成績確認の申し立てに関する細則」において定め、ガイドブックで周知している。

4年次終了時点で卒業要件を満たさない者への対応については、「履修・単位認定に関する規程」第16条(卒業再試験)、第17条(卒業延期)で定めており、厳格に運用している。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

3つのポリシーについて、それらの一貫性・整合性を見直したものを新たに策定し、ガイドブックで周知を図るとともに、ホームページにおいても公表する。

レポート評価のコモンルーブリックを平成29(2017)年より運用するにあたり、ガイドブックに記載するとともに、教育開発支援センターが中心となりサポートを行う。

また、全学カリキュラム委員会にて、成績評価(グレード)の改善について検討していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学のキャリア支援の基本的な考え方は、「学生一人ひとりが将来の目標を見つけ、それを実現するために自発的に取り組むことができるようにサポートする」というものである。この考え方に基づき、学生が現在の自分、10年後の自分、理想のライフスタイル、職業に関する考え方など、人生の中におけるキャリアに対する意識づけができるよう、1年次からの段階的・継続的な支援を行っている。【資料：尚絅学院大学進路就職部キャリア形成支援 SHOKEI ENERGY】

支援体制については、教育開発支援センター、教務部委員会・教務課、進路就職部委員会・進路就職課が中心となって体制を整備し、授業科目や就職ガイダンスなど教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導を行っている。

全学共通の教育課程においては、導入科目である「キャリアデザイン I」(1年次対象)にて日本の雇用システムの特徴や若者の雇用環境を理解し、卒業後の職業キャリアの目標を作り、これからの学生生活の計画を明確化する。次に「キャリアデザイン II」(2年次対象)にて自己理解や職業理解の向上を図ることで、自らの適性と可能性を考え、業種・職種を知り、社会で働くことの意味・目的を考える。そして「キャリアアップセミナー」(3年次対象)にて職業観の形成、企業研究、自己分析、伝える力を育成するなど、就職活動において重要な考え方と手法について具体的・実践的に学ぶ。以上のように、キャリア形成ステップを踏めるように科目配置している。【資料：学生生活 Guide Book】

キャリア支援のため、さらに「インターンシップ」を配置している。インターンシップ参加学生比率は2017(平成29)年度3.1%、2018(平成30)年度4.8%であり、全国平均の2.8%(文部科学省2017年度状況調査 特定の資格取得に関係しないものの参加学生数)を上回っている。【資料：学生生活 Guide Book】【資料：インターンシップ参加割合算出一覧】

【資料：文部科学省インターンシップ情報】【資料：インターンシップ受入れのお願い】【資料：インターンシップ報告書】

また、「基盤演習」(1年次対象)に進路就職課員が出向き、近年の雇用情勢や先輩方の就職活動の状況を説明する機会や「就活特別ゼミ(低学年向き)」を設け、早い時期から就職意欲を喚起する取り組みも行っている。【資料：進路就職課による出張ゼミ・出張部活動講座依頼書】

教育課程外においては、『進路ガイドブック』を作成・配布すると共に、就職ガイダンス(主に3年次対象)をはじめ、企業の経営者や採用担当者の話を聞く機会を提供、マナー講座や集団面接・グループディスカッション練習の実施など、実践的なプログラムを通じて職業観の形成や就職力の向上を図っている。【資料：尚絅学院大学進路ガイドブック】

その他、首都圏の合同就職説明会に参加する東京新幹線またはバスツアーや、短期間で就職力が向上できる就職合宿、また、Excel 資格検定対策講座を継続すると共に、Photoshop、IT パスポートなどの資格取得対策講座、公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、公務員試験模擬試験を開催、導入している。これらの多くは、大学が経費の一部を支援して学生の負担を軽減し、学生が参加しやすくなるよう努めている。【資料：各種講座案内チラシ】

就職希望者が正規職員として就職することは、人生の自己実現をするための基礎となるものと考えている。東日本大震災後、復興の力になりたいと考えて地元就職を希望する学生が増えており、そのような学生を、地域社会で活躍できるように支援することは非常に重要と考えている。その実現のために、進路就職部の教員と進路就職課の職員が学生の情報を共有する機会を設け、教職協働で学生一人ひとりに向き合った指導を行っている。支援の中で特に重視している個別面談では、学科担当制を敷き、平日の9:00~17:00(た

だし、礼拝の時間と木曜日、その他会議・出張等の場合を除く)を面談可能時間として設定するなど、相談し易い体制としている。また、学生に寄り添った支援ができるようキャリアカウンセラー資格を有している職員(2017(平成29)年度、2018(平成30)年度共に7人中5人)を配置している。資格を有しない職員はキャリアカウンセラー講座へ派遣してスキルを身につけさせている。【資料:キャリアコンサルタント登録証】こうした教職員一丸となった進路支援体制により「なりたい自分」を現実のものとし、「東北の力になる人材」の育成に力を入れているのが本学の支援の特徴である。

また、学生へのキャリア形成支援を求められていることから、進路に関連する教職員だけでなく、全教職員が学生への支援手法を学ぶことが必要となっている。そのため、有識者を招き、全教職員を対象とした研修会を2017(平成29)年度、2018(平成30)年度と実施した。継続して実施することで支援手法の共有を図っている。【資料:教職員向け就職指導勉強会】

上記の取組みの結果、就職・進学希望者数ベースで2017(平成29)年度97.7%、2018(平成30)年度98.4%、卒業生数ベースで2017(平成29)年度94.5%、2018(平成30)年度95.9%の高い進路内定率を維持できている。【資料:進路内定状況】

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

大学教育におけるキャリア教育の重要性は、今後益々高まっていくことは明白であり、本学として対応していく為にも、キャリア担当教員を増員することが必要と考える。また、本学の進路支援で特に重視している個別面談において、学生に寄り添った支援を行うためには、キャリアカウンセラー資格を有する職員も増やす必要がある。事務職員は定期的な異動が伴うため容易なことではないが、引き続き資格を有する職員が資格を有しない職員にOJTを行い、学生対応のスキルアップをサポートしていく。

なお、学生が希望した通りの進路を決定するためには、早期からの意識付けが重要となる。そのため、1年生の学生を対象として、今後の進路やキャリア形成を考える「就活特別ゼミ」などの特別ガイダンスを充実・強化させる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発については、教育開発支援センターが研究・検討している。平成28(2016)年には、その下に学修到達度の評価方法に関するワーキング・グループを設置し、全学的なディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しの作業と並行して、学修達成度の具体的なチェックシート(Student Progress(SP)レーダー)を開発・作成した。このチェックシートは、各観点の能力などがどの程度身についたかのループリックにより、学生が自己チェックするもので、平成28(2016)年度から運用を開始している。これによって学生は各年度の学修状況の振り返りができる。教員は、学生と面談する際にそのデータを基にアドバイスを行う。一方、大学は、データを分析し、教育活動の改善に活用する。

各授業科目における学生の学修状況については、各授業担当者が日ごろの授業運営の中で把握する他、各学科会の中で情報交換をしている。成績評価結果は、適宜クラス担任、学科教員も教務課に照会できるようにしている。なお、科目別成績統計表は、セメスターごとに教務部委員会において共有される。

資格取得状況、学生の意識などの調査は、関連する部署で適宜行っており、その結果は必要に応じて運営協議会などに報告されている。なお、就職内定状況については、月毎の報告を教授会に対して行っている。

以上の他、学生の状況を把握し教育の改善や教育目的の達成状況の点検などに資するため、学部の全在生を対象として9月末に行われる後期オリエンテーションにおいて、学習状況や学内施設設備の利用状況などに関するアンケート調査（学生満足度調査）を行っている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

「授業改善のための学生アンケート」は、教育開発支援センターが適宜見直し、改善を主導している。

各期末に行う学生による「授業改善のための学生アンケート」は、集計結果を当該授業担当者にフィードバックしている。結果の具体的な分析と授業改善の取り組みは、専任教員が毎年度提出する教員自己点検評価申告書に記述することとしている。【資料：授業改善のための学生アンケート】このアンケートは、2018年度よりWebアンケートシステムにより実施することとした。従来の紙による調査と比較して、回収率が低いという課題が発覚したため、回収率を高めるための工夫を考えたい。

本来、授業改善は、評価者である履修者に対してそのメリットを享受させるべきとの立場から、平成28(2016)年には、新たに全授業科目を対象に、授業中間時点(第7週)で「中間授業改善アンケート」を導入した。これは当該授業の特に良かった点、改善してほしい点を学生に記述させ、回収した回答のコピーを、1週間以内に授業担当者にフィードバックするというものである。

平成28(2016)年には、各学科における教育改善、授業改善のPDCAサイクルを実質的に回すため、Checkに必要な各種データを、事務部門でFACT BOOKとして統一的に用意し、学内グループウェア(ガルーン)に蓄積している。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

期末に行うマークシート方式の授業改善アンケートについては、教育改善へのフィードバック方法について検討する。2018年度に実施した、Webでのアンケート調査で紙での調査よりも回収率が低いという課題が発覚したため、回収率を高めるための工夫を考えたい。

中間授業改善アンケートは、運用方法を一部改善する。具体的には、各授業でアンケートを実施後、授業担当者がただちに回答をチェック・分析し、授業改善のアクションを取り、それを「中間授業改善アンケート報告書」で教務課に提出することにする。

事務部門で統一的に提供できるFACT BOOKの整備と各学科への提供を開始し、共有データの充実を図っていく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

a) 組織の機能

学生生活部委員会は、課外活動、学生会活動、奨学金、留学生支援、学生生活への配慮申請受付・対応、並びに厚生補導を担当する組織である。教職員には「学生支援のてびき」を配布し、学生には「Campus Life Guide」を通して周知している。【資料：学生支援のてびき】学生生活部委員会は部員である学生生活課長のほか学生生活課職員の陪席のもと毎月開催され、所管の事項について議論し検討を重ねている。実際の支援は、学生生活課が窓口となり適切に対処している。

障がいのある学生の支援は、障がい学生支援委員会との連携のもとに所属の学科または専攻が行っている。平成 25 (2013) 年度には「尚綱学院大学障がい学生修学支援規程」「尚綱学院大学障がい学生支援委員会規程」を定め、2018 年度には「尚綱学院大学障がい学生に関する基本方針」「尚綱学院大学障がい学生支援ガイドライン」を制定し本学の障がい学生支援の基本理念と支援体制を明文化した。【資料：尚綱学院大学障がい学生に関する基本方針】【資料：尚綱学院大学障がい学生支援ガイドライン】

また本学では、少人数編成クラス担任制をとっていて、年 2 回の個人面談をはじめとし、クラス担任が随時学生からの個別相談に応じている。加えて、学生が学科を越えて教員に相談することができるオフィスアワー制度もあり、学生ポータルシステムで毎年学生に周知している。

b) 経済的支援

学生に対する経済的支援を行うために、本学独自の「尚綱学院奨学金」「尚綱学院大学給付奨学金」、緊急対応時の「尚綱学院大学貸与奨学金」などの制度や日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金がある。このうち「尚綱学院大学給付奨学金」は、家計の急変または経済的理由により就学が困難な学生に対して、平成 22 (2010) 年度から導入した制度である。また平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、本学学生の経済状況に深刻な影響を与えた。このため「尚綱学院大学東日本大震災授業料減免」等の制度を設け、2015 年度まで支援を行った。さらに、卒業後、関係する県に保育士として就職する場合には当該県からの奨学制度がある。

これらの利用についてはクラス担任が相談・助言を行い、窓口と申請手続きの支援を学生生活課が担当している。平成 28 (2016) 年度の受給状況は資料の通りである。【資料：各種奨学金・減免受給状況】

c) 課外活動への支援

学生生活の充実と人間形成のためには、心身を鍛え協調性を培ったり、人との和を結んだりすることがきわめて重要である。そのため学生には、「正課外活動のひとり一活動」を推進し、課外活動への参加を積極的に勧めている。

学生の自主的な活動による相互の親睦を図る組織として学生会があり、その活動の支援は学生生活部委員会が中心となり行っている。学生会に所属する体育会、文化会の部活動や愛好会に対しては、活動助成を行っている。特に女子バレーボール部は東北地区体育大会での優勝や国民体育大会への出場など顕著な成績を収めており、本学院をあげて継続的に支援している。

キャンパス内のクラブハウス「しおん」は、通常の活動のみならず長期休暇中の合宿などにも対応しており、年間を通じて利用されている。また、体育館やグラウンド、そして平成 28 (2016) 年度に完成したバーベキューサイトやその他の施設使用に関しては、学生生活課が窓口となり、学生からの要望に適宜応えている。

d) 学生に対する健康相談、心的支援

「学生及び教職員の疾病予防並びに心身の健康保持、増進を図ることを目的とする」保健センターがあり、学生の心身の健康に関わる専門性の高い支援を行っている。保健センターは保健室と学生相談室から構成されており、その活動内容は以下の通りである。

・保健室

保健室利用は、応急措置、体調不良などによるベッド利用、健康相談、計測など多岐にわたっている。

健康診断においては、問診票でチェックした学生への面談を行うとともに、健康診断において再検査対象者に対して保健指導を行った。

また、禁煙希望面談者に対して、面談を行った。さらに健康セミナーとして、「脂質異常症、貧血所見あり」の学生を対象として健康セミナーを実施した。

平成 29 (2017) 年度の保健室の項目別利用者数は、応急措置：497 人、ベッド利用：270 人、健康相談：64 人、計測：245 人、その他：255 人であった。検診時間診票に基づいた面接は 69 人。健康診断時再検査者 (LDL コレステロール：36 人、貧血：35 人)、禁煙希望面談者は 44 人。健康セミナー参加者は 31 人となっている。

平成 30 (2018) 年度の保健室の項目別利用者数は、応急措置：533 人、ベッド利用：252 人、健康相談 65 人、計測 173 人、その他 188 人であった。検診時間診票に基づいた面接は 52 人。健康診断時再検査者 (LDL コレステロール：29 人、貧血：28 人)、健康セミナー参加者は 31 人となっている。【資料：保健センター運営委員会資料】

・学生相談室

カウンセラーが中心となって、学生やその保護者への相談対応、教職員へのコンサルテーションなどを行っている。相談内容は修学、進路や心身の健康、対人関係など多岐にわたり、相談内容によっては相談員 (教員) が対応することもある。また、年 4 回の精神保健相談では、学生相談室内で精神科医が直接来談者の相談に対応している。

4 月には、ランチタイムと称する学生が大学に適應するための場を設けている。また、相談員 (教員) による、学生、教職員を対象としたメンタルヘルスに関するセミナーを実施している。

平成 29 (2017) 年度の延べ相談者数は 191 人 (延べ面接数は 335 回)。精神保健相談者数は 9 人。ランチタイム参加者数は延べ 21 人。セミナー参加者数は 29 人 (6 回) となっている。平成 30 (2018) 年度の延べ相談者数は 235 人 (延べ面接数は 335 回)。精神保健相談者数は 11 人。ランチタイム参加者は延べ 69 人、セミナー参加者数は 20 人 (4 回) だった。【資料：学生相談室活動概要】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学では、大学の規模がそれほど大きくないことから、基本的には学生からの意見や相談の窓口を一箇所に定めるといよりも、授業担当者、クラス担任、事務職員がそれぞれ窓口となって、随時学生との接点を多く設け、そこから得られた要望・意見を該当部署間で共有することで迅速・適切に対応している。

大学生活に関する学生の意見を、学生会を通してくみ上げるシステムもある。学生会は学生の要望や意見を取りまとめ、「学生会要望書」として学生生活部長に提出している。提出された要望や意見については、学生生活部委員会が協議し、「学生会への回答」と銘打って適切に対応している。予算や大学の方針から要望に沿えない場合は、学生会に説明を十分に行い、理解を得ている。情報システムセンター、図書館においては、それぞれのスタッフが学生の対応にあたっており、学生の要望などをその都度把握し対応している。【資料：学生会要望書、学生会要望書回答】

また、学生の意見を大学の運営にあたる教職員が直接汲み上げて大学の課題を知り、より良い大学作りをめざすという目的のもと、平成 24 (2012) 年 5 月から学内複数箇所に「学生意見箱」を設置した。学生は無記名での投書もできるが、連絡先を記入して投書するこ

ともできる。投書された意見については、学長・副学長会議で対応を協議し、原則として掲示により、学長が回答している。連絡先が書かれていた場合には個別に連絡を取り、回答を伝えている。【資料：学生意見箱 意見・回答】

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

ますます複雑多岐に渡る学生の今日的状況に対応するためには、各組織のさらなる詳細な、そして具体的な支援内容を用意する必要がある。また組織間の連携も密に行われなければならない、場合によっては学外の専門家等の参加・協力を仰ぐ必要もあろう。いずれにしても一人ひとりの学生に対して多くの部署・角度から支援していくべきである。障がい学生支援については、学内機関の設立が義務化されてはいないものの、体制を整える準備をおこなっている。

経済的支援等に関しては、教職員が学生の現状を可能な限り把握し、より安心して就学に徹することができるよう相互の共通理解が、なお一層求められよう。

課外活動の活発化には学生自身の意識昂揚は基本であるが、段階を、あるいは過程を精査し支援していく必要がある。金銭的な面だけではなく、本学のめざす少人数教育の徹底を図るならば教職員全員が常に学生と一緒にいるという姿勢を共有すべきであろう。その基本は、平成 28（2016）年度から始まった教職員から学生に対して挨拶を行う等に垣間見られる。

また、保健センターにおいては、保健センター報告書の発行、保健センター運営委員会、保健室会議、学生相談室会議等をとおして、相談状況を把握・分析し、学生支援を行う。個々の相談に対応することに加えて、セミナーなどの予防・啓蒙活動を増やしていく。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活の全般的な支援体制についてはほぼ整っており、大きな改善の必要性はない。学生の心身の健康に関わる専門性の高い支援は保健センターが担い、経済的支援を含む幅広い支援は学生生活部委員会が行うという体制を取りつつ、学生へのサービスのさらなる充実に努める。また、学生のニーズに基づく的確な支援ができるよう、「学生支援連絡協議会」にて部署間での情報の共有を進めていく。同時に、学生支援の基本的なルールと留意事項を全教職員に周知する方策について検討する。

平成 26（2014）年 2 月に「障害者の権利に関する条約」が我が国において発効し、平成 28（2016）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行された。これにより私立大学では、障がい者への差別的取り扱いの禁止が法的義務、合理的配慮の提供が努力義務となる。障がい学生支援については、全学的支援体制を構築し、個々の学生に対する実際の支援を充実させることはもとより、上述のような社会の動向への全学的な理解をさらに深める。

課外活動については、今後も学生会と連携しつつ、学生の自主的な活動の一層の支援に努める。具体的には、学生会に所属していない団体や、学生個人の正課外の活動に対しても、一定の条件の下で活動費を助成できるようなシステムを検討する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の教員配置は表 2-8-1 のとおりである。大学設置基準で示された教員数を満たし、各学科各研究専攻の教育目的、内容に即した配置を行っている。なお、総合人間科学研究科は学部教員が兼担している。

表 2-8-1 教員配置（人）

平成 30 年（2018）. 5.1 現在

	教授	准教授	講師	助教	合計
総合人間科学部	43	31	7	0	81
表現文化学科	7	5	1	0	13
人間心理学科	7	5	0	0	12
子ども学科	10	5	1	0	16
現代社会学科	7	5	2	0	14
環境構想学科/生活環境学科	5	5	0	0	10
健康栄養学科	7	6	3	0	16
総合人間科学研究科	15	5	1	0	21
心理学専攻	4	4	0	0	8
人間学専攻	5	1	0	0	6
健康栄養科学専攻	6	0	1	0	7

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD（Faculty Development）をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

a) 教員の採用・昇任について

教員の採用・昇任については尚絅学院大学人事計画委員会規程および同運用規程に従い、適切に行っている。

教員の採用が必要な場合、当該学科長は、次年度対応の「採用人事申請書」を人事計画委員会委員長に提出する。人事計画委員会は、提出された「採用人事申請書」を検討した上で、当該年度の人事計画を立案し、理事長に「提案理由書」並びに「募集要項案」を提出する。なお、人事計画は、設置基準に照らしての教員の必要性、カリキュラム運営に係る教員の必要性、教授会構成員の年齢、専門領域等に係る人員構成上のバランス、その他、本学の将来構想等の観点から立案される。「提案理由書」並びに「募集要項案」が常任会（理事会の下部機関である常任理事会）の承認を得た後、人事計画委員会委員長は、教授会に採用人事を提案し、承認された場合「候補者選考委員会」を設置して募集を開始する。選考委員会は、採用人事に係る募集と候補者の選考を、厳正かつ慎重に行い、その結果を人事計画委員会委員長に提出する。委員長は選考結果を教授会に提案し、承認を得て、学長が決定し、常任会に報告する。【資料：尚絅学院大学人事計画委員会規程、尚絅学院大学人事計画委員会運用規程】

昇任については、昇任人事の提案を希望する学科長は「昇任人事申請書」を「履歴書（個人調書）」及び「教育研究業績書」とともに、人事計画委員会委員長に提出し、委員会で検討の上、昇任候補者を確認する。常任会で昇任人事を起こすことの承認を得た場合、委員長は「資格審査専門委員会」の設置を決定し、その設置および構成員について教授会で承認を得た後、専門委員会に候補者の資格審査を付託する。専門委員会は厳正かつ慎重に審査を行い、審査経緯および結果を報告書にまとめ、人事計画委員会委員長に提出する。人事計画委員会は検討の後、その結果を教授会に提案し、承認を得て、学長が決定し、その結果を常任会に報告する。【資料：尚絅学院大学教員資格審査規程、尚絅学院大学教員資格

審査基準申し合わせ事項、尚絅学院大学大学院担当教員資格審査規程、尚絅学院大学大学院担当教員選考基準内規】

b) 教員評価について

教員個人評価については、平成 23（2011）年度から実施している。

評価前年度の「教育活動」「研究活動」「社会貢献活動」「大学運営活動」の各分野について、「教員自己点検・自己評価申告書」の提出を教員に依頼し、自己点検・評価委員会の下部組織である「教員個人評価専門委員会」が評価を行う。平成 30（2018）年度、（平成 29（2017）年度の評価）については、対象教員からの申告書の提出があった。評価は、分野ごとに行うこととし、ポジティブ評価を基本とする。特に優れている場合は「卓越」と評価し、委員長が本人に伝える。【資料：教員自己点検自己評価申告書】

c) 教員の資質・能力向上への取り組みについて

学院による建学の精神研修会、大学全体での FD 集会を開催している他、学科ごとに FD を実施し、教員の資質の向上に努めている。大学の FD 集会の開催については、FD 委員会を中心に運営を行い、各部署と連携して、効果的に取り組んでいる。平成 29（2016）年度および平成 30（2018）年度開催の研修会、FD 集会は、表 2-8-2 のとおりである。

表 2-8-2 建学の精神研修会、FD 集会

種別	2017-2018 年度開催
学院による建学の精神研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・「建学の精神の継承「聖なる神の奴隷として生きる」」2017. 11. 24 ・「“私”を表出できない青年達 一今、教師に何が問われているのかー」2018. 11. 24
FD 集会	<ul style="list-style-type: none"> ・「学生の主体的な学びを促進するためには -COC+事業の活用を例として-」2017. 8. 8 ・「障がい学生支援」2018. 2. 15 ・「「キャンパスをひらく ～地域との連携を中心として～」2018. 9. 18 ・「新学群・学類制における学生の支援」2019. 2. 19 ・「大学における障がい学生支援」2019. 2. 26 ・「授業担当者会議」2019. 3. 12

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

各学科の専門教育の教育課程と対をなす教養教育の教育課程を、本学は「共通教育」として区分している。

本学総合人間科学部は、多様な分野の学科を有する学部であることから、各学科に所属する教員が共通教育科目を分担することとしており、もっぱら共通教育科目全体を統括して企画・運営する固定化された教員組織は置いていない。カリキュラム改正を念頭に置いた今後の共通教育についての検討は、教育開発支援センターが担っている。

現行教育課程の授業計画・運営にあたっては、教員の分担や非常勤講師の採用計画、予算上の措置などについて、それぞれ教務部委員会や人事計画委員会、予算委員会、その他の会議等で、共通教育が十分に実施できるよう、全学的見地から検討・調整を行える体制としている。

本学の建学の精神の基礎をなすキリスト教に関連する教育活動については、学院レベルではキリスト教教育協議会、大学レベルでは宗教部委員会が中心となって検討を行っている。その際、教育課程への組み込みなどについては関連する部署と調整して検討することとしている。

少人数クラス編成のため、非常勤講師による授業の比率が高い英語科目については、教育開発支援センターの下に専任教員からなる英語教育に関するワーキング・グループを設

置し、教育内容、運営方法について随時検討を行っている。検討結果を実施に移す場合には、必要に応じて、教育開発支援センターを経て教務部委員会・教務課との連携を行っている。また、毎年非常勤講師を含めた担当教員の懇談会を設定し、教育内容などについての情報交換を行っている。

共通教育科目の全般的な授業運営については、教務部委員会で扱っているが、キャリア教育や初年次教育、予算の企画など、全学的見地での企画・調整に関することは、教育開発支援センターで扱うなど、連携を取りながら運営している。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置は、大学設置基準を満たし、適切に配置されている。さらに、学生の主体的学びの推進とこれらかの激動する社会情勢を踏まえ時代の要請に応えるための教育を推進するため、新しい教育体制の構築に向け 2017 年度より検討を進め、2019 年度よりこれまでの 1 学部 6 学科体制から、教育体制として 3 学群 5 学類制、教員組織として 1 学系 8 部門への大幅な改編を計画しており、新体制の整備と運営、およびその改善を図ってゆく。

FD 活動はこれまでの年 2 回から回数を増やし活発に実施しているが、さらに授業改善を主眼とした学科毎の FD 活動の充実、全学 FD 活動の充実を図る。教員個人評価は継続して行い、自己点検・自己評価申告書の項目の再検討、記載内容の充実を図るとともに、教員個人評価の結果、優れた教育活動と認められた内容については、教育改善に資するよう、学内で共有していく方策を検討する。

教養教育を含む教育課程上の共通教育部分の授業計画、運営については、関連部署の協力のもと、教育開発推進委員会が統括する。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

教育目的達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。

a) 校地・校舎

本学の校地・校舎の面積と大学設置基準上必要な面積を表 2-9-1 に示す。また施設の概要は表 2-9-2 のとおりである。（令和元（2019）年 5 月 1 日現在）【資料：学校法人尚綱学院要覧】

表 2-9-1 校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	学部 (㎡)	大学院 (㎡)	大学合計 (㎡)	大学設置基準 (㎡)
校地	293,387	0	293,387	17,600
校舎	27,417	300	27,717	15,238

表 2-9-2 施設の概要

施設名	学部	大学院	大学合計	主要施設
-----	----	-----	------	------

尚絅学院大学

	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
本館	1,867	0	1,867	学長室、事務室、会議室、応接室
1号館	4,373	62	4,435	食物実習室、食物実験室、給食経営管理実習室、生化学実験室、住居実習室、衣服実験室、衣服実習室、動物実験室、研究室
2号館	2,908	0	2,908	保健室、学生相談室、研究室、保育実習室、造形室
3号館	1,131	0	1,131	音楽室、音楽リズム室、ピアノ練習室、レッスン室
4号館	5,742	110	5,852	講義室、実習室、演習室、コンピュータ実習室、CALL教室、情報システムセンター、研究室、院生室
5号館	1,768	0	1,768	大講義室
体育館	2,339	0	2,339	アリーナ、体育準備室、更衣室
図書館	2,338	0	2,338	閲覧室、セミナールーム、事務室
学生会館	2,818	0	2,818	食堂、多目的ホール、セミナールーム、ミーティングルーム
実習棟	192	0	192	実習室
クラブハウス	557	0	557	学生会室、部室、ホール、和室、コミュニケーション室
礼拝堂	597	0	597	
エラ・オー・パトリックホール	272	0	272	展示室
臨床心理相談室（ティクヴァ）	—	128	128	面接室、プレイルーム、待合室、研修室、事務室
その他施設	515	0	515	薬品庫、機械室、守衛室、学生部室、売店、茶室、倉庫
計	27,417	300	27,717	

b) 図書館

本学図書館の概要を表 2-9-3 に示す。

表 2-9-3 図書館の概要（平成 31（2019）年 3 月末現在）

面積	閲覧スペース	666.1 m ²
	所蔵スペース	324.1 m ²
	全体	2,337.8 m ²
閲覧座席数		232 席
収納可能冊数		約 200,000 冊
図書の本数		160,006 冊（うち開架図書 82,259 冊）
定期刊行物の種類		内国書 927 種類、外国書 180 種類
電子ジャーナルの種類		33 種類

図書館の業務は、館長（教授）のほか、スタッフは業務委託職員 10 人（うち司書 5 人）で行っている。開館時間は平日 9:00～19:30（月曜・木曜の礼拝時間 10:30～11:10 は閉館）、大学院の授業のある土曜日は 10:00～14:00 である。

学生はインターネットを介してポータルサービス「マイライブラリ」を利用し、貸出期限の更新、予約等のサービスが利用できる。また、図書館や自宅から、①CiNii Books、②国立国会図書館、③学都仙台オンライン目録、④宮城県内図書館総合目録の検索ができる。さらに、学内のパソコンからは、上記に加えて、①JDreamⅢ、②聞蔵（朝日新聞記事データベース）、③河北新報データベース KD（カーデー）等のデータベースが利用できる。

c) 体育施設

体育施設は、体育館、テニスコート、複合グラウンドなどが整備され、授業やクラブ活動のために使用されている。授業では、年間を通して授業期間中週 4～5 コマ使用している。なお、これらの施設は、近隣の中学校・高等学校のクラブ活動や地域住民の生涯学習の場としても提供している。

d) 情報サービス施設

学内には、4 室のコンピュータ実習室及び 2 室の CALL 教室に合計 170 台以上のパソコンが設置され、8：40～19：00 の時間に利用できる。授業関連稼働率は約 30%であり、残り時間を学生の自習用に開放している。学内 LAN は、ほぼすべての教室、研究室に情報コンセントを整備している。さらに、校舎内及びキャンパス内のほぼ全域で無線 LAN に接続できるようにしている。また、学生ポータルシステムと授業支援型 e-Learning システム「CEAS」を利用可能としている。

e) 実験・実習室

本学 1 号館には環境構想学科と健康栄養学科、2・3 号館には子ども学科、4 号館には表現文化学科や人間心理学科、現代社会学科を中心とした実験・実習室が配置され、有効に利用されている。また、環境構想学科の実験実習用として実習棟があり、園芸、建築分野の授業等で幅広く利用されている。

f) 自習室

校内での授業外学習を促進する目的で、尚絅コモンズ構想の下、校舎内の随所に自習室を設置している。平成 27（2015）年度から 4 号館 2 階にラーニング・ステーションを設置し、円形のテーブル 4 台、固定長机 3 台とパソコンを設置し、学生が自由に学習する空間とディスカッションできる場を設けている。また、4 号館の 2 階と 3 階の廊下にファミレストाइプのボックス席 4 セットを設置し、学生の共同学習や談話スペースとして提供している。さらに、4 号館 3 階の廊下に座席数 10（PC5 台）のラーニング 1、および座席数 5（PC3 台）のラーニング 2 を設置し、平日 8：30～21：00 まで利用できる。さらに、飲食しながら授業外学習やディスカッションを行うことや、国際交流等にも活用できる場として、学生会館にコモンズカフェを設置している。

以上の施設設備等の維持、管理は財務課が担当している。校舎内外の清掃や校務業務、警備業務、ボイラー設備及び防災設備等の業務は、それぞれ専門業者との委託契約を結んでいる。電気関係業務、エレベーター設備等の保守点検を定期的の実施し、良好な状態を保っている。

情報関係施設設備の日常的な管理運営についても、専門業者と委託契約を締結し、派遣された情報システムセンタースタッフが主に行っている。ネットワーク関連機器やサーバーの保守については、同様の専門業者と契約を結び安定的に運用している。

施設設備の安全性については、新耐震基準に基づいた設計施工がなされているため安全性は確保されている。【資料：私立学校校舎等実態調査票】

施設設備の利便性（バリアフリー）については、外構関連では車いす用スロープや専用駐車スペース、建物ではエレベーター、専用トイレ、出入り口の自動ドアを設置している。

施設設備に対する学生の意見をくみ上げる仕組みとして学生意見箱を設置している。毎月学生の要望について学長が回答する内容を運営協議会の意見を聞いて学生に掲示回答し

ている。回答は資料【資料：学生意見箱意見集約一覧】のとおりである。また、学生の要望（学生会からの要望、「学生満足度調査」からの要望、学生意見箱による要望等）を、施設・設備の改善に反映させている。平成 29（2017）年度には、学生のニーズに応じて学生会館に飲食可能な学習スペース（コモンスカフェ）を設置した。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

学科の1学年の人数は、60～90人程度であり、1学年を2～6クラスに分けている。本学の授業は多くが学科単位またはクラス単位で行われている。

共通教育科目においては、複数の学科の合同クラスや、選択科目の場合は履修者数の変動により、大人数の授業を余儀なくされることがある。そのため、およそ200～250人以上の履修者（履修登録）があった場合は、授業担当者とも協議し授業クラスを分割するなどの措置を行っている。一方、人数の少ない場合は、教務上の申し合わせにより、原則として「履修希望者5名以下の場合には開講しない（ただし最終学年、前年度適用の授業を除く）」という運営をしている。【資料：受講者数一覧表（講義コード・教職員番号順）】【資料：履修登録状況】【資料：5月定例教務部委員会議事録】

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

教育環境については、2019年度からの学群・学系制への移行に対する対応を含め、関連する教育開発推進委員会及び教務部委員会等と連携しつつキャンパス整備委員会で検討し、2019年度からの第4次中期目標・中期計画の年次計画に沿って整備していく。授業クラスの人数的については、教務部委員会を中心として、今後も大人数にならないよう時間割やクラス編成等を含め措置を講じる。

【基準2の自己評価】

全体として教育の理念、人材養成の目的に沿った教育が適切に行われるよう、つねに改善の取り組みを継続していると評価できる。今後は3つのポリシーに貫かれた教職協働による教学経営をさらに進めるとともに、個々の学生の主体的学びを支援し、学修到達度やアウトカムがより明確になるような取り組みをさらに推進する。

一方で、社会のニーズの変化に対応して、教育課程を見直し、学生のニーズに合わせて本学の教育目的に沿った教育、人材養成を推進していくこととし、中期目標・中期計画にも明記し取り組みを開始している。

以上の点から、本学は基準2「学修と教授」を満たしていると自己評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

尚綱学院大学（以下「本学」という。）の設置者である学校法人尚綱学院（以下「本学院」という。）は、「学校法人尚綱学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）」において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づき、学校教育を行うことを目的とする」と定めており、理事会が学校法人の業務を決し、理事長は法人を代表し、その業務を総理すると明記している。

理事、監事及び評議員は、私立学校法及び寄附行為に従い選任されている。理事会は原則として隔月開催（年 6 回）され、寄附行為の定めにより適切に運営されている。評議員会は原則年 3 回開催するとしているが、理事会同様に隔月開催されている。また、理事、評議員、監事の合同懇談会を年 1 回開催し、本学院や本学の課題について議論する場を設けている。理事、監事、評議員はそれぞれの役割を十分に果たしており、経営の規律と誠実性は維持されている。【資料：学校法人尚綱学院寄附行為】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現のため、最高意思決定機関の位置付けである「理事会」と諮問機関の位置付けである「評議員会」において、経営面における審議・諮問が適切に行われている。また、学院の業務の円滑な運営を図るため、理事会をサポートする機関として、理事長、学院長、常務理事、学長、高等学校長、幼稚園長、事務局長及びその他の理事の中から選任された 1 人によって構成される「常任会」があり、「学校法人尚綱学院寄附行為施行細則」並びに「学校法人尚綱学院理事会会議規則」に則り、理事会からの委任事項の審議決定及び理事会の議題整理を行っている。教学部門の重要な事項で、学校教育法及び学長裁定により定められた事項については「教授会」で審議されている。理事会、常任会、教授会において、使命・目的の実現に向けての継続的努力がなされている。【資料：学校法人尚綱学院寄附行為施行細則】【資料：学校法人尚綱学院理事会会議規則】【資料：尚綱学院大学教授会規程】【資料：尚綱学院大学大学院総合人間科学研究科委員会規程】

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学の寄附行為や諸規程は、「学校教育法」「私立学校法」を始めとする各種法令に則り、体系的に整備されており、必要な校地校舎や教員数等についても、大学設置基準に適合しており、大学の運営は、これらの法令及び諸規程に従って行われている。

なお、平成 27（2015）年 4 月に「尚綱学院監事監査規程」「尚綱学院内部監査規程」を制定し、チェック体制のさらなる強化を図っている。【資料：尚綱学院監事監査規程】
【資料：尚綱学院内部監査規程】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

建物の安全性については、本学校舎は、すべて建築基準法が改正された昭和56（1981）年以降に建築されており、新耐震基準に適合している。学内施設のバリアフリー化を積極的に進めており、車椅子に対応したスロープ、トイレ、駐車場の設置やエレベータの設置等、身体の不自由な人々に配慮した整備を進めてきた。

防災面では、危機管理委員会を設け、「尚綱学院大規模災害時対応に関する規程」に則った「災害時対応マニュアル」が平成27（2015）年2月に完成し、それぞれの個別事象（地震、停電、ネットワーク障害、熊出没等）への対応が整備されている。【資料：尚綱学院大規模災害時対応に関する規程】【資料：災害時対応マニュアルVer1.01】また、防災訓練は学生、職員一体となって毎年行っており、不測の事態に備えている。

人権への配慮に関して、ハラスメント防止については、「尚綱学院ハラスメント防止等に関する規程」「尚綱学院ハラスメント防止のためのガイドライン」を整備し、この中で、学院において就学・就労するすべての構成員の人権が尊重され、公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究、就業等の機会及び権利を保障するための必要な事項を定めている。また、規程に基づきハラスメント相談員が配置されている。【資料：尚綱学院ハラスメント防止等に関する規程】【資料：尚綱学院ハラスメント防止のためのガイドライン】なお、ハラスメントに関する理解を深めるための研修会を毎年開催し、啓発に努めると同時に、ハラスメントに関する全学アンケートを実施し、その結果は全教職員に共有されている。【資料：ハラスメントに関する質問紙調査（2016年10月実施）の集計・分析結果等の公表について】

また、健康増進法第25条の趣旨に鑑み、受動喫煙防止のため一部指定場所を除き本学内は全面禁煙とすることを「尚綱学院防火管理規程」に定め、学生生活課と保健センター保健室が中心となり、学生の禁煙教育に努めながら、快適なキャンパス環境の形成を図っている。【資料：尚綱学院防火管理規程】

なお、本学のキャンパス周囲には、元里山として利用されていた約200,000平方メートルの山林がある。防災、環境保全、環境教育への有効利用を目的として、平成27（2015）年12月に、自然保護NPO、市民、学生等の協力得て、「里山再生計画」を立ち上げ、平成28（2016）年4月から整備活動を継続して行っている。【資料：里山プロジェクト】

個人情報保護については、「個人情報の保護に関する基本方針」「尚綱学院個人情報保護規程」「尚綱学院個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であることを深く認識し、本学院が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、厳格に保護に努めている。【資料：個人情報の保護に関する基本方針】【資料：尚綱学院個人情報保護規程】【資料：尚綱学院個人情報保護に関するガイドライン】また、平成27（2015）年に施行されたマイナンバー法に伴い、平成28（2016）年3月に「尚綱学院マイナンバー取扱い規程」を制定した。【資料：尚綱学院マイナンバー取扱い規程】

情報処理に伴う危機管理については、「尚綱学院情報セキュリティ規程」に基づき、教育・研究活動の円滑化と事務・管理業務の効率化を図る上で、情報資産の適切な運用及び保護は不可欠であることから、学院の情報資産を利用するすべての者が情報セキュリティの大切さを十分に理解し、情報資産の保護に努めている。2017年11月14日「情報セキュリティハンドブック」を全教職員に配布説明し、徹底を図っている。【資料：尚綱学院情報セキュリティ規程】

教職員の健康については、「尚綱学院安全衛生委員会規程」に基づき、月1回、産業医を含めた安全衛生委員会、衛生委員会を開催し、教職員の健康管理、安全対策を協議、実施している。また、ストレスチェックを毎年度実施し、専門医による教職員の面談を行い産業医へ報告している。また、所属長が配慮職員の把握をしている。【資料：尚綱学院安全衛生委員会規程】【資料：学校法人尚綱学院就業規則】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

「教育情報の公表」については、学校教育法施行規則で指定されている項目を大学ホームページ上で公開している。また、別途教育情報の公開のための共通的な仕組みである「大学ポータル」においても詳細に公表している。財務情報については、私立学校法第47条第2項に基づく「学校法人尚絅学院情報開示規程」を定め、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事作成の監査報告書を備え、閲覧に供している。決算情報、事業報告書は大学ホームページを通じ広く一般にも公開している。公表項目と内容は別表のとおりである。【資料：学校法人尚絅学院情報開示規程】

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

組合等登記令の一部改正に伴う寄附行為の改正（資産総額の変更登記時期）、常任会規程の制定、最高意思決定機関としての「理事会」と諮問機関としての「評議員会」の位置付けを寄附行為施行細則に明文化や内部監査体制の充実、教学監査導入の検討、またハラスメントの根絶、情報セキュリティポリシーと運用規程の策定、災害時対応マニュアルの見直し、大学ポータルサイトの充実など課題への継続的な取り組み、規程の整備を行う。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

大学の目的を達成するための学校法人としての管理運営は「寄附行為」、「寄附行為施行細則」及び「学校法人尚絅学院理事会会議規則」に基づいて行われている。

本法人は、「寄附行為」により、理事会の運営方針と監事の職務等を明確に規定しており、学校法人としての適正で円滑な業務をはかるための方針が明記されている。

寄附行為では、理事定数は14人以上16人以内と定められており、現在の理事総数は15人である。【資料：学校法人尚絅学院寄附行為】

平成30（2018）年度は、理事会を7回開催し、寄附行為の定めにより、予算、決算をはじめとする重要事項について審議をした。【資料：学校法人尚絅学院寄附行為施行細則】

また、学院の業務の円滑な運営をはかるための意思決定機関として、理事長、学院長、常務理事、学長、高等学校長、幼稚園長、事務局長及びその他の理事の中から選任された1人によって構成される常任会を「学校法人尚絅学院寄附行為施行細則」並びに「学校法人尚絅学院理事会会議規則」に則り、定期的で開催（原則毎週金曜日）し、理事会へ提出する議案の精査、決定、議題整理を行っている。常任会には経営管理部長・次長、大学事務部長、中高事務長も陪席し、必要に応じて資料の説明や法規解釈を行うなど、常任会運営を助けている。常任会議題と審議内容は、学院打合せ（原則毎週水曜日）を経て、経営管理部長から常任会構成員とそれを補佐する事務長等に事前に通知し、所属長が審議事項の関連調査や所属の意見を聴取できるようにしている。経営管理部長は、常任会・理事会での審議結果を、即日各管理職位者（常任会に出席していない管理職位者＝大学副学長、大学事務部長、中高教頭、幼稚園教頭）に伝えることで、情報の共有化と学院運営の円滑化が図られている。

常務理事は、財務担当が割り当てられており、財政運営、経営戦略立案と計画推進の要としての役割を担うとともに、理事長を補佐し、理事会の体制強化を図っている。

法人の業務及び財産を監査する2人の監事は、非常勤であるが、上記7回の理事会のうち、6回は両監事とも出席、1回はいずれか1人が出席しており、私立学校法及び寄附行為の定めにより、法人の業務及び財産の状況について適切な助言を行っている。【資料：学校法人尚綱学院理事会会議規則】

33人の評議員をもって組織する評議員会は、寄附行為第22条に記載された諮問事項に関する意見聴取のほか、第23条により役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答えており、平成30(2018)年度は5回開催された。理事会、評議員会の出席状況は、良好であり、欠席時には、理事会意思表示書、議案承認書により、意思を表明している。【資料：理事会意思表示書、評議員会議案承認書】

理事会、常任会の決定事項は、事務局長から各学校に伝達され、それぞれの学校では決定事項を実現するために、決められた範囲内で実施方法を決定し、それぞれ組織を円滑に運営している。

役員等の選考方法は、理事については「寄附行為第7条(理事の選任)」に明記されている。

役員の任期、解任・退任・補充等についても、「寄附行為」に明記されている。なお、常任会での協議事項は、主として理事会から委託された事項に特化しているため教育内容や常任会メンバーの研修に関わる事項は、議題に上がらないことから、毎年8月常任会構成員と全管理職位者の合同による「拡大常任会」を開催し、尚綱の教育や課題について学び合う機会を設けている。

平成30(2018)年度は、「高大接続～「大学入学者選抜」「大学教育」「高等学校教育」の一体的改革が本学院にもたらすもの～」として「大学入学者選抜」「大学教育」「高等学校教育」それぞれの改革のポイントを整理し、高等学校までの教育で育成する「学力の3要素」への対応、大学の入学者選抜の変更への対応と個別選抜の在り方、大学入学者に対し「学力の3要素」を更に伸ばさせるための教育改革への取り組みについて理解を深め、高大接続が本学院にもたらす優位性を探り、一体的改革実現のための改善策等について意見交換し理解を深めた。【資料：拡大常任会資料】

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学外理事(学識経験者)は、弁護士、元副知事、元助役、企業経営者、幼稚園経営者、元公立高校長、元大学教授による、多様な人材で構成し、高い見識と経験により戦略的構想とその吟味ができる体制となっており、学校法人の適切な運営への貢献を増している。監事については将来的に常勤化をめざすが、当面現状を維持する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪3-3の視点≫

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の教育研究に関わり、学長の意思決定のため、教員が審議し、意見を述べるための機関は教授会であり、定例4月、5月、7月、9月、11月、1月、3月の第3火曜日に開催される。【資料：尚綱学院大学教授会規程】

教授会の議題は、運営協議会で事前に調整される。運営協議会は、原則として月に1回、第2火曜日に開催され、「尚絅学院大学組織運営規程」にて学長、副学長、学科長、常任委員会各部長、図書館長、各学科長、研究科長及び事務部長から構成され、次の協議事項を協議することが規定されている。

- (1) 教授会の議案整理及び運営
- (2) 常任委員会等から発議される事項
- (3) 学科から発議される事項
- (4) その他、学長が必要と認める事項

【資料：尚絅学院大学組織運営規程】

また、教授会は、「学則」に定めている次の事項を審議し、学長が決定するにあたり意見を述べることとしている。

- (1) 学生の入学、卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

【資料：尚絅学院大学学則】【資料：尚絅学院大学組織運営規程】

学科会は、各学科長が第4火曜日に招集して開催している。また、学科会議は、学科の運営、教育研究の改善等を協議することとし、人事計画委員会、予算委員会、規程・体制検討委員会等の議案提出又は発議を扱っている。【資料：尚絅学院大学人事計画委員会規程】

【資料：尚絅学院大学予算委員会規程】【資料：規程・体制検討委員会申し合わせ】

「常任委員会組織運営規程」に基づく所管事項について専門的に企画審議し、企画立案するため、教授会のもとに常任委員会を設置し、また、各常任委員会の審議結果を運営協議会に報告・提案する仕組みを構築している。平成29(2017)年度設置している常任委員会は、下記のとおりである。

宗教部委員会、教務部委員会、学生生活部委員会、入募入試部委員会、進路就職部委員会【資料：尚絅学院大学常任委員会組織運営規程】

大学の管理運営に関する事項については、学長、副学長、事務部長、事務部次長等で構成される「学長・副学長打合せ」を原則毎週月曜日に開催し、また、規程・体制検討委員会を開催し、大学の管理運営業務に関する方針、計画及び執行方策等の事項について協議し、運営協議会及び教授会に提案等を行っている。

このように、大学の意思決定及び業務執行については大学の使命・目的に沿って、適切に行われている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長のリーダーシップを支える仕組みとして、学長が副学長2人を指名し、業務分担を行っている。また、学長の特命事項に関しては、その業務執行のために、学長特別補佐、及び学長補佐を指名し、学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう補佐体制について、規程を整備している。【資料：尚絅学院大学組織運営規程】【資料：尚絅学院大学副学長に関する規程】

副学長については、1人を総務担当とし、もう1人を教育研究担当として学長を補佐している。総務担当副学長は人事計画委員会、及び予算委員会で学長を補佐し、IR推進委員長、及び大学キャンパス整備委員会の委員長を務め、教育研究担当副学長は、全学カリキュラム委員会で学長を補佐し、その他公的研究費補助金の不正防止委員長、教育開発支援センター長を務めている。また、総務担当副学長は、運営協議会、教授会の議長となり会議を取りまとめている。以上のように、副学長の組織上の位置づけ及び役割は明確になっており、機能している。

学長特別補佐・学長補佐の業務内容は下記の通りである。

職名	業務内容
学長特別補佐（国際交流担当）	国際交流推進委員会の委員長（学長）の補佐
学長特別補佐（大学改革担当）	大学改革推進室副室長（室長が学長）
学長補佐	高大接続担当として入学者募集の役割

教授会などの組織上の位置づけ及び役割は、「尚絅学院組織規程」「尚絅学院大学学則」で明確になっており、機能している。

教授会などに意見を聞くべき教育研究に関する重要な事項は、「尚絅学院大学学則」「尚絅学院大学教授会規程」に定め、学内グループウェア（ガルーン）で周知している。

また、平成 27（2015）年度から事務組織改編を実施し、政策企画室を設置した。政策企画室は学長・副学長の学校運営上の企画をする部署と位置づけ、分掌として IR を担当し、IR データを活用した大学の意思決定ができる組織とした。開始からの 2 年間は、退学予防、学生満足度調査、卒業生アンケート、入学者アンケートのデータ分析、また PDCA サイクルを回すためのデータとして経年の基礎データや各種データを FACT BOOK として整備中であり、教職員が活用可能なデータとして随時、学内グループウェア（ガルーン）に掲載・更新している。

【資料：学校法人尚絅学院事務分掌規程】【資料：尚絅学院大学 IR 推進委員会規程】【資料：退学予防、学生満足度調査集計結果、卒業生アンケート集計結果、入学者アンケート集計結果、FACT BOOK】

（3）3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定に IR（Institutional Research）データを活用できるよう整備する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

（1）3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

（2）3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

a) 理事会と教授会

理事会には第 1 号理事として学長が加わり、教授会と理事会をつなぐ役割を担っている。理事会に諮るべき大学関連事項は、大学の運営協議会及び教授会で審議後、常任会で確認の上理事会の議題となっている。学院の運営・経営に係る大学の重要事項については、理事長と学長による定期打合せにて協議を、両者の了承のもとに、学長が大学へ協議・対応を適格に指示している。

理事会で決定した事項は、経営管理部総務課から教職員に概要を広報する一方、学長からは教授会構成員に、常務理事からは全事務職員に直接説明している。

大学の運営協議会及び教授会の審議事案は、開催後、政策企画室から理事長、常務理事、事務局長、経営管理部部長・次長に、資料を添付して報告され、大学の運営状況が常に把握できる体制となっている。

b) 各部門間のコミュニケーション

大学の予算については、学校法人の財政計画・予算方針に基づき理事会が決定する。これに先立ち、常任会の審議を経た予算編成方針及び概算予算額が大学の予算委員会に内示され、予算委員会は、学長の責任のもとに、各部署の予算申請内容についてヒアリングを行い、大学事務部政策企画室で調整のうえ、大学の意向を反映した予算案を作成し、経営管理部に提出している。

教授会には、大学事務部から事務部長及び大学と経営管理部の各課長が陪席し、議案によっては説明を行い、質問に答えるなどの対応を行っている。常任委員会には大学各課の担当者が出席し、教職協働により実務が適切に行われている。

事務組織は、平成 27 (2015) 年度に改編し、大学事務部長・同次長、経営管理部長・同次長、中高事務長の事務管理職位者による「事務管理職会議」が事務局長の招集により適宜開催されている。また、大学では大学事務部長の招集により、経営管理部課長を含めた事務部長・課長連絡会を毎月 1 回開催しており、管理部門と大学部門とのコミュニケーションがより円滑に行われている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

a) 理事の構成

理事 15 人中、学院長、学校の長及び事務局長の 5 人を除く 10 人は、学外理事である。特に第 4 号理事（学識経験者枠）の 6 人は、弁護士、元副知事、元助役、企業経営者、幼稚園経営者、元公立高校長、元大学教授による、多様な人材で構成している。理事会では高い見識による多様な意見が表明され、法人と大学相互のチェック体制が機能している。平成 30 (2018) 年度における理事の出席率は 96.0%である。【資料：学校法人尚綱学院寄附行為】【資料：学校法人尚綱学院寄附行為施行細則】【資料：学校法人尚綱学院理事会会議規則】【資料：役員名簿・評議員名簿】【資料：理事会・評議員会の状況】

b) 監事の選任と職務

監事の選任方法は、寄附行為第 8 条に明記されており、理事会での選出後、評議員会での同意を得て理事長が選任するシステムとなっている。現監事は、税理士と他私学での大学経営経験者で、業務及び学校会計に精通した人物を選任し、毎年、文部科学省主催の監事研修に参加し、研鑽を積んでいる。監事は、寄附行為第 16 条 (7) に法人の業務または財産の状況について意見を述べる事が認められており、理事会において適宜、発言し職務を果たしている。平成 30 (2018) 年度に開催した理事会・評議員会にいずれかの監事は出席しており、出席率は 91%である。【資料：学校法人尚綱学院監事監査規程】

監事による監査は中間と決算期の 2 度実施し、その都度、理事長の他、経営スタッフに報告をしている。理事長は、その報告を受け、留意事項については速やかに改善を指示する一方、理事会・評議員会に正確に報告している。会計については、監事が外部の会計監査人と会計処理状況を含めた意見交換を行い、執行状況を点検している。決算期には、会計監査人より寄附行為第 36 条に基づく計算書類の説明を受け、問題を抽出するなど、監事と会計監査人との連携は適切に図られている。その結果については、理事長宛に監査報告書を提出のうえ、理事会と評議員会において報告するなど、チェック体制の機能が活かされている。【資料：会計士監査並びに監事監査報告】

c) 評議員会の運営

評議員会の運営は、寄附行為第 20 条に基づき、評議員が輪番で議長を担当し、実施されている。評議員会の開催は、寄附行為施行細則第 10 条第 2 項に年 3 回と定めているが、寄附行為第 22 条に定めた諮問事項以外でも、重要と思われる議案に際しては、評議員会の意見を聴取している。実際には例年 5 回～6 回の開催となっており、諮問機関としての役割を十分果たしている。

評議員会は、寄附行為第24条及び寄附行為施行細則第6条に定めた、5つの選出母体毎に選出された、計33人で構成している。平成30(2018)年度における評議員の出席状況は95%と良好である。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

学長は大学校務を掌握し、所属の教職員を統括し大学を代表する。副学長は学長の命を受け、学長を補佐し教学運営を行う。大学事務部長は、学長の命を受け学長を補佐し、所管事務を掌理し、所属構成員を指導助言する。【資料：尚絅学院組織規程】

学長は、毎週、副学長、事務部長、事務部次長で打ち合わせを行い、課題解決の方向性を協議している。「尚絅学院大学教授会規程」では、学長は教授会の審議事項について教授会の意見を聞いて決定することとしており、トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。【資料：尚絅学院大学教授会規程】

学長を委員長とする運営協議会では、教授会の議案整理、常任委員会、学科会からの発議等を協議している。常任委員会及びセンター会議では、教員と事務職員が教職協同の場として、それぞれの課題について意見を交換している。学科会では所属教員が課題について活発に意見を交換している。これらの意見は、運営協議会に発議され、大学の運営改善に反映させている。【資料：尚絅学院大学組織運営規程】

事務局長は、事務管理職会議を開催し、学院の『中期財政計画』、『事業計画』に基づく、次年度の「事務運営方針」等を作成している。事務局の年次方針と計画は理事会の承認後、『大学・大学院事業計画』と合わせ、全事務職員に開示されている。課長は、これら方針等を念頭に課員と共に課の課題を抽出し、課員は課の課題と自己の課題を合わせて目標を立てている。更に個々の計画は、事務管理職位者との面談で評価され、全体の改革につなげている。こうした「目標管理」の運営は、事務管理監督職位者のリーダーシップとボトムアップのバランスを取る機会になっている。【資料：中期財政計画書】【資料：2018(平成30)年度事業計画】【資料：個人目標管理シート(事務職員)、目標管理の進め方(事務職員用)】

(3) 3-4の改善・向上方策(将来計画)

課題発見能力と企画力のある職員の育成、独立した学内監査制度の充実、所属長の方針・目標の事務職員説明会の開催、評価者研修の継続実施、課長による目標管理の「中間報告全体会」の開催を課題として改善していく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

法人の業務については、常務理事が財務を担当し、事務局長が総務を担当し、責任体制を明確にしている。

大学においても、平成30（2018）年度は2人の副学長が、職務（総務と教学）を分担していることに加え、学長特別補佐の1人は、国際交流の分野で学長を補佐しながら、大学の国際交流の推進を行っている。【資料：学務分掌】

事務組織は、経営管理部、大学事務部、中高事務室、幼稚園事務室の構成で、経営管理部は、総務課、財務課、教職員課の管理部門3課からなる。大学事務部は、教学部門6課に政策企画室、1つのセンターを加えた構成である。平成30（2018）年度の職員数は、専任職員38人、嘱託職員8人、臨時職員3人を配置する他、業務委託契約先から情報システムセンターに3人、図書館に10人が配置されている。

使命・目的の達成のための事務の遂行に必要な職員は確保され、バランスよく配置されている。なお、法人の業務を担う経営管理部は、理事会を支える機構であると共に、大学運営を支える機構でもあることから、同課長は教授会と常任会に陪席し、常に両者の方向性を確認しながら、両立した事務運営を進めている。【資料：組織別職員配置図】【資料：尚絅学院組織規程】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

職員の経営・教学組織への参画については、大学の意思決定に関する主要な会議である「大学運営協議会」に事務部長が構成員として参画している。また、各種委員会においても事務職員が、参画している。【資料：尚絅学院大学組織運営規程】【資料：尚絅学院大学常任委員会組織運営規程】【資料：尚絅学院事務局職務権限規程】

大学の事務運営については、部長・課長連絡会を毎月開催しており、課間の連携を旨とする情報交換と問題提起・解決に当たっている。また、権限の見直し（委譲等）を図るため、「尚絅学院事務局職務権限規程」を平成29（2017）年度から運用を開始している。【資料：尚絅学院事務局職務権限規程】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

学院が望む職員の資質と能力（「事務局事業計画」、「尚絅学院事務人材育成計画」）を明示した上で、職員に「目標管理シート」の提出を課し、年度末に評価と振り返りを行い、管理職位者と面談し達成度をすり合わせる『目標管理制度』を導入し、次年度業務へ活かしている（PDCA サイクル）。この制度導入の結果、職員の業務改革・改善への視野は広がり、基礎力向上への意欲も高めることができるようになってきている。

平成29（2017）年度からはじめて評価を賞与に反映させ、P D C Aを回しながら実施している。

職員の職能開発のためのSD（Staff Development）については、平成30（2018）年度は下記のとおり開催した。【資料：事務局事業計画】【資料：尚絅学院事務人材育成計画】【資料：個人目標管理シート（事務職員）、目標管理の進め方（事務職員用）】

- | | | | | |
|---|-------|------------|--------|---------|
| ① | 9月13日 | 学校会計研修 | 参加者30名 | 事務3以上対象 |
| ② | 9月19日 | 評価者研修 | 参加者26名 | 管理監督者対象 |
| ③ | 11月8日 | D i s c 研修 | 参加者26名 | 事務3以上対象 |

また、事務能力の向上をめざした学外研修に職員を派遣している他、事務職員の大学院派遣研修や資格取得支援の制度、産業能率大学通信講座受講者に対する補助制度（2018年度開始）により、資質・能力向上の機会を提供している。【資料：尚絅学院事務職員の大学院派遣研修に関する規程】【資料：中高教員と事務職員の資格取得支援に関する規程】

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

理事の職務分担制の導入、大学学務分掌の整理、事務組織の見直しと改善や目標管理制度の確立により評価を賞与や給与に反映させる制度の構築、組織改革と管理体制の構築が、適切に機能しているか点検・修正し、リスク回避や職員の能力向上のための意識改革を進め、改善していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学院の財政計画については、平成 28(2016)年度に策定した「中期財政計画(2016～2020年)」に基づき、年度毎の予算編成・執行が確実に実行されている。

計画では、3つの柱、すなわち、①収入確保、②支出の削減、そして③具体的な財政運営の目標に基づき、計画の大きな柱である必要な教育研究事業の拡充と教育研究環境整備、中高建設費としての借入金返済のため資金確保を行うための具体的諸施策について明示している。【資料：中期財政計画(2016～2020年)】

また、平成 28(2016)年 8 月には、「尚綱学院中期計画(2016～2020年度)」を作成し、学院のビジョンと方針、並びに各学校の目標と方針に基づいて、学校毎の詳細な教育充実に関する計画を明示している。【資料：尚綱学院中期計画(2016～2020年度)】

尚綱学院大学

表 3-6-1 施設設備整備事業実績

年度	項目	金額(千円)	
平成 29 (2017) 年度	大学_学生会館コモンズカフェ改修工事	11,331	
	大学_コモンズカフェ什器入替・0Aフロア化工事	9,493	
	大学_テニスコート・多目的コート改修工事	10,076	
	大学_受電用高圧引込ケーブル更新工事	7,852	
	大学_学生駐車場整備の伴う道路舗装工事	2,581	
	大学_非常階段塗り替え補修工事	2,009	
	大学_IC 出欠端末用 LAN 敷設等工事	1,950	
	大学_給食経営管理実習準備室エアコン設置工事	1,611	
	大学_中央階段タイル補修工事	1,496	
	大学_非常用照明バッテリー交換、EXPJ 修繕工事	1,032	
	大学_学内デジタルカラー複合機	5,540	
	大学_出欠管理システム(ハードウェア)	5,476	
	大学_出欠管理システム(ソフトウェア)	3,864	
	大学_4-328 社会教育講義室デジタル視聴覚設備	3,577	
	大学_環境構想学科ワークステーション	3,467	
	大学_グループトレーニング室デジタル視聴覚設備	3,266	
	八幡グラウンド防球ネット増設	1,490	
	幼稚園_幼稚園外壁改修工事	10,444	
	幼稚園_幼稚園害獣対策用防護フェンス設置工事	2,117	
	幼稚園_年長組砂場設置工事	324	
	幼稚園_滑り台柵、ウッドデッキ補修工事	335	
	本部_I T 標の型攻撃可視化機器一式	3,186	
	平成 30 (2018) 年度	大学_1 号館 2 階食物実習室Ⅲ床上げ工事、床材貼付工事	13,360
		大学_2・4 号館 研究室転用工事並びに仕切壁撤去工事	10,800
大学_学生会館・1 号館受電設備高圧受電ケーブル更新		7,560	
大学_学生会館厨房及び排水溝改修工事		6,460	
大学_4 号館講義室 机・椅子更新(4-102, 112, 322)		4,183	
大学_仮想化基盤 SAN 接続用 FC スイッチ更改		2,770	
大学_ボディコンポジションアナライザー 一式		2,725	
大学_タンパク質検出撮影装置		2,379	
大学_4-110~114、5A~E 講義室視聴覚設備整備		2,344	
大学_中央階段脇排水整備工事		2,307	
大学_5G 講義室レーザープロジェクター更新一式		2,120	
大学_オープンスペース用机、椅子他		2,086	
大学_4-101 講義室視聴覚設備整備		1,793	
大学_体育館アリーナ床面滑り止め加工工事		1,719	
中高_プロジェクター設置 24 教室		7,234	
中高_ピグマリウス バイオリンセット他		1,290	
中高_教室棟地南側網戸設置工事		1,099	
中高_体育館正面引戸ストッパー修理他修繕工事 4 件		518	
中高_広瀬正門内、弓道部用外部階段設置		486	
中高_校舎棟一階多目的トイレ呼び出し装置設置工事		450	
中高_体育館用ウォータークーラー		184	
幼稚園_園庭改良工事 (暗渠組入)		1,264	
幼稚園_緊急フェンス設置工事		648	
幼稚園_ガス漏れ火災警報設備検知器更新 15 カ所		194	
本部_正門前カーブミラー設置工事		214	
本部_経営管理部事務室無線更改		196	
本部_ポータブルワイヤレスアンプ(式典用)		188	

教育環境整備については、将来の教育計画に基づいたキャンパス計画を立て、その計画に沿った施設整備事業を実施している。平成 29(2017)年度より 2 年間の施設関連の主な事

業実績は表 3-6-1 のとおりである。なお、平成 27(2015)年度には長年の懸案であった中高校舎棟新築工事が竣工、平成 28(2016)年度には体育館棟建設工事、およびグラウンド整備が竣工(総事業経費：約 40 億 5 千万円)し、新たな施設での教育がスタートしている。大学では平成 27(2015)年度に、尚絅コモンズ構想(学生の学びをトータルに促進する環境整備)整備の一環として学生会館エントランス部を改修し、コモンズカフェの設置、学生の出欠管理システムの更新を実施した。また、平成 29(2017)年度より 2 ヶ年計画で大講義室を含む主要講義室の視聴覚設備整備を実施した。【資料：尚絅コモンズ構想】平成 28(2016)年度 5 月より開設の臨床心理相談室についても、本学大学院の臨床心理学コースの教員および大学院生が、広く一般市民を対象に地域社会の様々なニーズに対応するため、各種相談業務を実施している。【資料：尚絅学院大学大学院臨床心理相談室ご案内】

財務運営については、予算方針の策定から資金調達・運用、物品購入等の業者への支払、教職員への給与等支払、財務データの管理まで経営管理部財務課の一括集中方式で行っている。予算の執行状況等の財務情報については、財務会計管理システムを経営管理部と各学校で連動させ、各端末により常時確認できるよう整備している。これとは別に、課・学科・部・センター等の所属予算を政策企画室で管理し、予算引去り状況を報告している。

財務方針等において、当面の目標値を人件費比率 60%以下、教育研究経費比率 30%以上、管理経費比率 5%以下、補助金比率 18%、基本金組入後収支比率 100%未満と設定し、目標を達成すべく財政の改善と安定に取り組んでいる。平成 30(2018)年度決算では、人件費比率 65.1%、教育研究経費比率 28.0%、管理経費比率 7.0%、補助金比率 17.1%、基本金組入後収支比率 106.8%と、人件費比率については依然 65%を超える高い値となっているが、これは平成 31(2019)年 4 月からの大学における学部学科制から学群学類制への改組に伴う人事に係る対応も影響しており、改組が完了する令和 4(2022)年度までこの傾向は続く見込であるが、今後は人件費については学院全体レベルでの中期的視点による改善に向けての検討を開始する。予算方針では、少子化の進行による厳しい募集環境ではあるが、私立学校財政の基盤となる学生・生徒・園児納付金確保のための定員必達を第一とし、2019 年度からの大学改革準備のための諸費用を確保するとともに、支出削減施策を実行することによって、中高建設のための借入金を確実に返済しながら、将来の更なる教育環境整備・充実の為の原資を蓄積していくことを基本方針としている。

平成 29(2017)年度決算における学院全体の事業活動収支状況は、302,892 千円の支出超過となり、翌年度繰越収支差額は 4,033,543 千円の支出超過であった。平成 30(2018)年度の決算における事業活動収支状況は、若干の改善はみられるものの 223,034 千円の支出超過となり、累積の支出超過額は 4,256,577 千円に増加している。

平成 30(2018)年度決算では、大学部門の経常収入は学院全体の 71.5%を占める。一方経常費支出は 63.1%を占めており、教育研究経費比率は 26.2%となっている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

財政基盤は安定し、財務比率上も総じて良い状況となっている。

平成 15(2003)年度の大学設置以後、平成 27(2015)年度に至るまで各年度入学定員を満たしている。平成 28(2016)年度は入学定員を下回ったものの、その後も入学定員、総定員数共に満たしている状況である。

学生定員必達による納付金収入の安定した確保への努力のみならず、教育研究をより一層充実させるための組織として、平成 28(2016)年度に「外部資金獲得委員会」を設置するなど、外部資金の導入等についても積極的な取り組みを行っている。【資料：尚絅学院大学外部資金獲得委員会規程】

寄付金については、平成 28(2016)年 12 月から、「尚絅学院就学支援事業募金」を開始し、平成 30(2018)年度末まで、10,163,153 円(181 件)の受け入れ実績となっている。【資料：尚絅学院修学支援事業募金】

委託事業については、平成 29(2017)年度から名取市より「名取市ものづくり企業等資格取得支援事業」、また平成 30(2018)年度は、「名取市民大学講座実施事業」を委託している。

科学研究費補助金については、平成 30(2018)年度採択件数は 39 件(うち分担研究 24 件)という実績である。

・科学研究費交付額 ※直接経費(分担金含む)

平成 29(2017)年度 15,310 千円

平成 30(2018)年度 17,702 千円

大学ではその他、教育内容の活性化と学生支援の充実のため採択制特別補助金の獲得にも積極的に取り組んでいる。

大学の補助金収入額については、平成 30(2018)年度においては、対前年で 26,235 千円減の 252,197 千円となっている。東日本大震災による被災者支援・施設復旧(除染含む)で、平成 23(2011)年度から平成 30(2018)年度に至る 8 年間に亘り、被災私立大学等復興特別補助金を受給しており、特に進路・就職に関して学生の支援強化を行っている。また、平成 28(2016)年度においては入学定員が若干不足したが、依然として総定員数は充足しており、安定した財政基盤を維持している。

資金運用については、「尚絅学院資金運用規程」を定め、余裕資金を有価証券運用にあてられるよう整備しているが、平成 26(2014)年 9 月、「尚絅学院資金運用規程」を大幅に見直し、資金運用の方針、権限と責任、意思決定の手続き、運用限度額について明らかにしており、特に保有の特定資産について、運用規程に則り資産運用を行っている。【資料：尚絅学院資金運用規程】

(3) 3-6 の改善・向上方策(将来計画)

平成 28(2016)年度策定の中期計画(2016~2020 年)並びに中期財政計画(2016~2020 年)を基礎とし、平成 29(2017)年度より開始している中高校舎建設のための借入資金の確実な返済を念頭に、収支バランスの安定をめざす。平成 31(2019)年度を目標とした大学の学科再編に関しては平成 29(2017)年度より特別予算を編成し準備をすすめている。一方で計画実行のために教員人件費等の増加が予想されるが、今後も引き続き安定した財政を維持する。

外部資金の獲得については、引き続き、科学研究費・受託研究、その他採択制特別補助金等の獲得に取り組む。

予算管理は部署毎に確実に実行し、特に管理経費支出の抑制に努めている。教育研究費比率は目標としている 30%以上を目指し、より効果的な予算編成を行う。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

本学院の会計処理は、「尚絅学院経理規程」「尚絅学院事務局職務権限規程」「尚絅学院組織規程」「尚絅学院事務分掌規程」「尚絅学院固定資産及び物品調達規程」「尚絅学院固定資産及び物品管理規程」その他の関連学内規程に則り、学校法人会計基準を遵守し行われている。【資料：尚絅学院経理規程】【資料：尚絅学院事務局職務権限規程】【資料：尚絅学院組織規程】【資料：尚絅学院事務分掌規程】【資料：尚絅学院固定資産及び物品調達規程】【資料：尚絅学院固定資産及び物品管理規程】

資金の調達と運用、また物品購入業者への月次の支払、また教職員への給与等の支払、財務会計データの作成・管理は経営管理部財務課において一括集中方式で行っている。

予算の執行に関しては、部署（学校）毎の予算執行管理権限者の決裁に基づき実行される。予算執行の決裁は出金承認伝票により行われ、決裁後は経営管理部財務課で会計処理され、会計データを財務会計システムに入力・管理している。

平成 27（2015）年度に、事務組織を改革し大学管財課を財務課に統合した。また、会計システムを一本化すると共に、学校会計基準の改正により、新システムに切り替えた。

財務会計システムに入力・管理されたデータは、各学校においてオンラインで確認できるよう整備し、予算執行状況の確認等に利用されている。【資料：CampusPlan 画面、業務別予算差引簿】

次年度の予算方針及び概算予算については、9 月上旬の常任会で決定され、それに基づき各部署から申請のあった予算内容について、大学においては各部署ヒアリングを経て、政策企画室で調整し 1 月末に財務課に提示される。財務課では予算申請項目、申請額等について精査を行い、常任会の審議を経て 3 月理事会で予算案が審議され決定する。

大学の予算については予算委員会（構成員：学長、副学長、大学事務部長）において、各部門からの申請が取りまとめられ検討される。予算は各部署、目的別に編成され、経費積み上げ方式としている。予算確定後は、詳細な目的・部署毎の予算計画書を作成、配布し、予算管理の徹底を図っている。

原則として予算項目以外の支出は認められないが、高額でなければ突発的事由による支出への対応としては、「尚綱学院稟議規程」に基づき、所属長の決裁を経ることで予算外執行ができるよう整備している。【資料：尚綱学院稟議規程】予算計上項目であっても高額契約並びに複数年契約を必要とするときは、都度稟議書により決裁を得ることとしている。

また、「尚綱学院経理規程」に基づき、各学校に配分された教育研究経費、管理経費の大科目の予算内であれば、経理責任者は所属長と協議し、理事長の承認を得て流用することができるよう整備している。【資料：尚綱学院経理規程】

予算の厳守や、支出の適正を図ることを重視しているが、予算と大きくかい離する場合は、補正予算を編成し理事会の議案としている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については監事及び監査人を置き、適切に実施している。学校法人会計基準及び関連法規、また、学内規程と内部統制に基づき適正な会計処理が行われているかを非常勤監事 2 人と公認会計士事務所へ監査委託している。

監事による監査は「尚綱学院監事監査規程」に基づき年 2 回実施され、その結果は常任会、理事会で報告される。常任会記録については、その都度監事へ郵送され確認を受けている。【資料：尚綱学院監事監査規程】

公認会計士による会計監査については、年度途中の期中会計監査、及び決算監査により行われており、公認会計士が必要と判断する場合は、期中間の監査を都度実施される。公認会計士の監査状況は表 3-7-1 のとおりである。

表 3-7-1 公認会計士監査状況

年度	実施延べ日数	監査延べ時間数
平成 29(2017)年度	7 日	297.0 時間
平成 30(2018)年度	9 日	331.0 時間

※期首現金実査含む

なお、毎年 5 月に実施される期末の監事監査においては公認会計士並びに監事により会計監査、各所属の業務監査が行われ、その後、双方による意見交換会を実施している。また、毎年度決算監査前に税理士事務所による税務監査を受け、適正な納税を行っている。

期末監査後、理事会での決算承認を受け、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録及び監査報告書は事業報告とともに本学院ホームページで公表している。

内部監査に関しては、平成 30(2018)年度は「尚綱学院内部監査規程」に基づき、大学については「補助金運用の適正性」について内部統制等の状況(業務体制、統制環境、リスク管理、統制活動、情報と伝達)確認を実施しており、【資料：尚綱学院内部監査規程】監査の結果は所属長を通じて対象部署に周知され、改善に向けた取り組みが行われている。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

3-7-① 会計処理の適正な実施

適切な財務・会計処理の遂行のため、学校毎に内部統制をより一層強化していく。大学予算の執行については、平成 27(2015)年度より、大学事務部政策企画室で予算残額把握を管理することにしたため、これまで以上に徹底する。建物施設の修繕については、経営管理部財務課営繕に、経験を積んだ一級建築士(建築アドバイザー)を配置し、施設の状況を的確に把握し、修繕計画を組み立てるなど、効果的な予算編成を行う体制を維持する。

会計監査は、学校会計基準の改正もあって、年を追う毎に監査の重要性と責任所在の明確化が求められており、さらに本学院の会計・決算処理の精度を上げていく。

[基準 3 の自己評価]

経営の規律と誠実性は維持されており、使命・目的の達成のために理事会はその機能性を発揮し、継続的な経営努力がなされている。大学の財政基盤は安定し、財務比率上も総じて良い状況となっている。

以上のことから、基準 3「経営・管理と財務」を満たしていると自己評価する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

尚絅学院大学では、学則第 1 章（「目的及び使命」）第 2 条に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う」と定めている。同様に、尚絅学院大学大学院では、学則第 1 章（「目的及び使命」）第 3 条に「本大学院は、教育研究水準の向上を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う」としている。いずれも、大学（大学院）の使命・目的に即した自主的・自律的自己点検・評価を行うことを定めたものであり、その規定に則り、自己点検・評価を実施している。【資料：尚絅学院大学自己点検・評価委員会規程】【資料：尚絅学院自己点検・評価に関する規程】【資料：尚絅学院大学教員個人評価運営内規】

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

上記、大学学則第 2 条及び大学院学則第 3 条に基づき、本学では自己点検・評価委員会を常置している。また、その委員会については「尚絅学院大学自己点検・評価委員会規程」を定め、組織、任務等について規定している。自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、副学長（総務担当）を副委員長として、委員長を補佐することとし、さらに、各部署の長を委員として、各部署が直接的に自己点検・評価に係り、その結果を円滑に教育、研究、管理運営等に活用できるような仕組みとしている。自己点検・評価委員会には、下部組織として、自己点検・評価専門委員会及び教員個人評価専門委員会を置いている。自己点検・評価専門委員会は、具体的な専門的作業を行うもので、自己点検評価報告書の作成に当たっては中心的役割を担う。教員個人評価専門委員会は、平成 23（2011）年度から実施している教員個人評価を行っており、WEB 回答による学生による授業評価「授業改善のための学生アンケート」も行なっている。【資料：授業改善のための学生アンケート】結果は当該教員に文書で配付し、授業改善に活用できるようにしている。その結果に基づく自己評価と改善計画については、平成 23（2011）年度からは教員個人評価のための教員自己点検・自己評価申告書に記載するよう求め、教員個人評価結果を伝える学長面談の際に確認している。さらに、開講期間の中間時点での記述式アンケートも実施し、その結果を期間後半の授業に反映させている。【資料：自己評価申告書記入マニュアル、教員自己点検・自己評価申告書】卒業生アンケートを卒業直前の全学科学生を対象として実施し、その結果は集計・分析し、各部署での改善に活用している。【資料：卒業生アンケート】

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学における自己点検評価の実績と予定は、表 4-1-1 のとおりである。平成 24（2012）年度には、平成 22（2010）、平成 23（2011）年度の自己点検報告書を作成した。平成 26（2014）年度には平成 24（2012）年度、平成 25（2013）年度の自己点検報告書を作成した。平成 28（2016）年度には平成 26（2014）年度、平成 27（2015）年度の自己点検報告書を作成し

た。2年に一度自己点検・評価報告書を作成し、7年に一度認証評価を受けることとしており、その周期性については適切である。【資料：自己点検評価報告書】

表 4-1-1

年度	内容
平成 24 (2012) 年度	後期に自己点検評価を実施、報告書の作成を開始する。以後、2年に1回、自己評価報告書を作成する。
平成 26 (2014) 年度	平成 24 (2012) 年度、平成 25 (2013) 年度の自己点検評価報告書を作成する。
平成 28 (2016) 年度	平成 26 (2014) 年度、平成 27 (2015) 年度の自己点検評価報告書を作成する。
平成 29 (2017) 年度	認証評価受審
令和元 (2019) 年度	平成 29 (2017) 年度、平成 30 (2018) 年度の自己点検評価報告書を作成する。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価実施の組織、周期性については適切と評価できるが、2019年度からの学群・学系制への移行に伴う運営組織体制の見直しの中で、より効率的かつ実効性のある体制へと再編を行うとともに、毎年度行う「中期目標・中期計画」の総括項目と、自己点検・評価項目の間での整合性について改善する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成 28 (2016) 年度 4 月から IR 推進委員会を設置し、その下に学生満足度調査推進委員会を立ち上げた。【資料：尚綱学院大学 IR 推進委員会規程、尚綱学院大学教学 IR 運用規程】IR 推進委員会では、副学長を中心に、入学時点で全学生対象に行われる入学生アンケート、後期の学生満足度調査、卒業生アンケートなどの分析にあたっている。担当部署は政策企画室とした。

その分析結果は、運営協議会に報告し、各学科で検討すると共に、学内グループウェア（ガルーン）に FACT BOOK として、学内の各部署で共有している。【資料：FACT BOOK DATA 学内グループウェア（ガルーン）画面】

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

現状把握のためのデータを収集し、FACT BOOK にまとめている。

FACT BOOK の主なデータは、入学生確保のための情報、就職情報、学生満足度調査アンケート、卒業生アンケート、入学生アンケート、休退学情報などである。また、情報の更新、前述の 3 つのアンケート調査を実施することで、エビデンスの透明性を維持している。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

自己点検評価・報告書を2年ごとに作成し、大学ホームページに掲載している。学内教職員においては、自己点検評価・報告書を配布し、共有している。【資料：認証評価尚絅学院大学ホームページ】

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

今後ともエビデンスにもとづいた点検評価を推進する。現状把握に必要なデータは、FACT BOOKの利用状況を勘案し、実利的なデータを取捨選択しながら整理していくとともに、2019年度からの第4次中期計画ではKPIの項目を設け、それを基に計画の自己点検・評価を行うとともに、改善策を講じてゆく。

学生満足度調査、卒業生アンケート、入学生アンケートについては集計結果をより早期に教職員にフィードバックする。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

教育改善の取り組みは、従来、各学科において独自に点検評価改善を行っていた。平成28（2016）年度には、全学科レベルのPDCAサイクルを新たに構築する取り組みを行った。

【資料：体系的で組織的な教育の実施をめぐるもう一つのPDCAサイクル】

PDCAサイクルをより有効に機能させるために、全学科を通して共通に使えるデータと各部署が使うデータをあわせて検証できるように整理した。共通に使えるデータについてはFACT BOOKとして整備した。【資料：FACT BOOK DATA 学内グループウェア（ガルーン）画面】

また、検証を確実にするために検証結果と改善案を全学的に集約することになっている。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検・評価委員会の機能を高めるような仕組みを構築し、平成28（2016）年度のPDCAサイクルの実効性を検証し、全体的な運用について今後の改善につなげる。

【基準4の自己評価】

自己点検・評価については、適切かつ誠実にっており、平成29（2017）年に受審した日本高等教育評価機構による認証評価においても、大学評価基準を満たしていると認定された。その際指摘された事項（参考意見）についても改善を進めており、PDCAサイクルが機能している。各部署が、PDCAサイクルをまわして自ら改善し、大学教育改革につなげる仕組みを構築している。また、自己点検評価書は、本学ホームページで公表している。

以上のことから、基準4「自己点検・評価」を満たしていると自己評価する。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 研究活動

A-1 教育研究環境

《A-1 の視点》

A-1-① 教育研究目的を達成する観点での、教員の教育・研究活動の環境の確保

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 教育研究目的を達成する観点での、教員の教育・研究活動の環境の確保

教員研究室は、空調が整備され、設置基準に見合う広さの個室が確保されており、学内 LAN およびインターネット接続等の環境も整っている。教員が研究を行うための実験施設、設備についても整備されている。科学研究費の間接経費の用途については、新たに規程化し、学内公募により教員の教育・研究活動の環境の充実を図っている。【資料：科学研究費間接経費の公募申請について（お知らせ）広報】【資料：尚絅学院大学間接経費取扱規程】【資料：尚絅学院大学間接経費取扱運用規程】

教員の教育・研究活動の質を高めるため、授業の準備および研究時間の確保の観点から授業担当持ちコマ数について以下のような教授会申し合わせを行っている。これは、およその目標として掲げており、全教員一律に厳密に適用されている状況ではない。

趣旨（抜粋）：本学の教育目標を達成するために、教育カリキュラムは不断に効果的および効率的に編成される必要がある。その下で、各教員が、研究、社会貢献、学内運營業務等に実働時間を割くことができるように、また授業担当コマ数の教員間格差をできるだけ縮小する視点から基本的申し合わせ事項を共有するものとする。

申し合わせ事項：教授会は、各教員の担当コマ数について、半期2単位分の授業（90分×16週）を基本の1コマとし、半期7コマ（年間14コマ）を超えないようにしている。【資料：授業担当コマ数に関する基本的申し合わせ】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも教員の教育・研究活動の環境整備を進めていく。

A-2 研究活動の支援と活性化体制

《A-2 の視点》

A-2-① 教員の研究活動を支援する体制、活性化のしくみの整備と組織的な機能性

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 教員の研究活動を支援する体制、活性化のしくみの整備と組織的な機能

教育研究目的を達成するために、「尚絅学院大学研究費規程」を設け、研究費を配分している。【資料：尚絅学院大学研究費規程】個人研究費としては、学部教員には年間1人あたり35万円、大学院を兼担している教員には同40万円を配分し、それは、図書や機器備品の購入、研究旅費などに使用されている。【資料：尚絅学院大学個人研究費内規】研究活動を活性化する目的で、共同研究（学外の研究者との提携可）に対する助成として、採択

制による共同研究費があり、「尚綱学院大学共同研究規程」及び「本学における共同研究の基本方針」に則って配分されている。【資料：尚綱学院大学共同研究規程】【資料：本学における共同研究の基本方針】平成 29(2017)、平成 30(2018)年度の採択状況は、表 A-2-1 のとおりである。

また、海外協定校との共同研究については、採択状況は表 A-2-2 のとおりである。研究活動のさらなる活性化を実施するため、新規研究分野の開拓及び学内研究等の増額が必要と思われる研究について、増額支援する制度を設けており、平成 29(2017)、平成 30(2018)年度の採択状況は、表 A-2-3 のとおりである。【資料：教育研究高度化支援経費（共同研究費・研究所研究費、国際会議派遣支援について）】【資料：研究費増額支援一覧】

表 A-2-1 共同研究費採択状況（国内）

年度	継続/新規	研究テーマ	助成金額 (円)
平成 29 (2017) 年度	継続	東日本大震災ボランティア参加大学アンケートからみる大学教育～教学体制の構築へ向け～	150,000
	継続	実践的“ほめ”モデルの構築およびトレーニングプログラムの提供	251,000
	継続	幼児期からの「いのちの教育」実践プロジェクト ～本学生を対象とした試み～	190,000
	継続	福島県相双地域における幼児の健康・食生活の課題と対策に関する研究	279,000
	継続	食習慣の違いが緑茶の「おいしさ」の評価に与える影響 – 「おいしさ」に関する要因と官能評価法の検討–	233,000
	新規	賃貸住宅のゼロ・エネルギー化のための基礎研究	180,000
	新規	ミトコンドリア特異脂質カルジオリピンの環境変化による質的・量的変動の検討	325,000
	新規	消化管経路の亜鉛投与が食欲を亢進するメカニズムの解明	400,000
平成 30 (2018) 年度	新規	女子大学生の生活習慣病予防のための食事改善プログラムに関する検討	200,000
	継続	女子大学生の生活習慣病予防のための食事改善プログラムに関する検討	400,000
	新規	教育現場における“ほめ”モデルと教員向けトレーニングプログラムの構築	307,000
	新規	発散した放射性セシウムの離島環境での事態評価	200,000
	新規	T細胞ミトコンドリア機能制御におけるカルジオリピンの役割の解明	130,000
新規	地域の担い手を育成する「いのちの教育」実践プロジェクト	80,000	

表 A-2-2 共同研究費採択状況（海外協定校）

年度	継続/新規	研究テーマ	助成金額 (円)
平成 29 (2017) 年度	新規	言語的攻撃の決定過程についての日中比較 中国：大連理工大学	192,000
平成 30 (2018) 年度	継続	言語的攻撃の決定過程についての日中比較 中国：大連理工大学	180,000

表 A-2-3 研究費増額支援経費採択状況

年度	新規	研究テーマ	助成金額 (円)
平成 29 (2017) 年度	新規	絵画における次元の転換による実像表現	150,000
	新規	中学校・高校における学校メンタルヘルス・リテラシー 授業の効果検討	100,000
	新規	平明な英語本の多読を通じた大学英語教育の改革	179,000
	新規	国際人権の原理的、制度的、教育的研究	80,000
	新規	光造形方式 3D プリンタを利用した、放射能の基準線源 の開発および、福島第一原子力発電所の事故の放射能汚 染調査	185,000
平成 30 (2018) 年度	新規	絵画における次元の転換による実像表現	200,000
	新規	児童・生徒理解と人間形成作用	60,000

上記共同研究、研究費増額支援経費の他、本学における教育改善並びに社会貢献を目的とした研究を推進するため、「尚綱学院大学総合人間科学研究所」を設置し進めている。表 A-2-4 のとおり進めている。【資料：総合人間科学研究所の研究計画について】

表 A-2-4 総合人間科学研究所の研究テーマ：平成 29 (2017)・平成 30 (2018) 年度分

No	研究テーマ・名称	研究期間	研究員数 (人)
1	東日本大震災後 5 年間の体験記録	2016～2017 年	7
2	多世代間交流を通じた地域活性化のアクションリサーチ	2018～2019 年	7

研究活動の支援と活性化体制の一環として、学術発展・教員相互の学術の交流を目的とした「尚綱学院大学総合人間科学会（学術集会）」において、一般演題及び共同研究の発表の場を学会が中心となって実施し研究活動の活性化を図っている。

上記に加え、国際会議派遣支援制度があり、国際会議での研究発表を行うための派遣に係る旅費の一部を採択により、前期・後期に分け補助している。表 A-2-5 に国際会議派遣支援制度による補助の状況を示す。【資料：国際会議への派遣支援経費一覧】

表 A-2-5 国際会議派遣支援制度による補助の状況（前期・後期）

年度	会議名など	派遣人数	補助金額 (円)
平成 29 (2017) 年度	OME P (世界幼児教育・保育機構) 69th World Assembly and Internatoinal Conference	2	290,000
	Th i r d session of the open-ended intergovernmental working group on transnational corporations and other business with respect to human rights	1	200,000
	第 2 0 回記念国際音楽祭「ラフマニノフとウク	1	200,000

	ライナ文化」		
平成 30 (2018) 年度	01 Seminarium at UNIVERSITY OF GOTHENBURG	1	150,000
	02 Autobiographical Memory and the Self		
	OME P (世界幼児教育・保育機構) 70th World Assembly and International Conference	1	120,000
	Artexpo NEWYORK2019	1	150,000
	International Convention of Psychological Science (ICPS)	1	200,000
	2018 年度ベトナム言語学国際会議 The International Conference Linguistics in Viertnam - 2018 ICLV	1	100,000

研究活動を活性化するための施策として、さらに、「研究専念期間制度」を設けている。この制度は、申請により、1年間、授業や学務分掌を免除して集中的に研究に専念できるようにするものである。平成 29 (2017) 年度の利用者はなく、平成 30 (2018) 年度は教員 1 人がこの制度の適用を受けている。

さらに、教育研究活動の充実のため、科学研究費補助金申請への取り組みを進めている。

【資料：科学研究費補助金採択結果について】【資料：授会構成員一覧表】

科学研究費補助金申請に際しては、科研費獲得にむけたアプローチとして、科研費獲得に実績のある教員を「助言者」とし、申請前の科研費計画書作成に関するアドバイスや申請書を点検する協力体制を整備している。

平成 29 (2017) 年度、平成 30 (2018) 年度の科学研究費補助金の申請・採択状況 (件数) は、表 A-2-6 のとおりである。

表 A-2-6 科学研究費補助金の申請・採択状況

内容/年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	備考
教員数	76 人	77 人	名誉教授は除く
申請件数	28 件	25 件	継続分を含む
申請率	36.8%	32.5%	申請件数/教員
採択件数	6(9) 件	1(13) 件	()内は継続分の件数

(3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

各種支援制度は整備されているが、今後とも制度の周知方法も含め、有効に利用されるよう改善を進める。今後、新組織体制にむけた研究者間の懇談会、研修会 (FD) や実績報告会等の開催、情報の共有、ノウハウ (データ) を蓄積し、研究改善に繋げる。

A-3 研究活動の倫理に関する取り組み

＜A-3 の視点＞

A-3-① 倫理関連規程の整備と運用

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

A-3-① 倫理関連規程の整備と運用

本学における研究を安全かつ適切に行うため、表 A-3-1 に示した規程類を整備し、必要な委員会組織において、いずれも適切に運用している。

本学に所属する全ての研究者に対して、不正行為の事前防止と公正な研究活動を推進するために、本学の関連規程やグリーンブック等を使用し、年 1 回説明会等を実施している。

また、学生への研究倫理教育を 1 年生～3 年生についても、各学科の授業の中で「倫理教育」を実施しているが、次年度より初年次教育のカリキュラムの中で研究倫理教育を組み込んで対応することとしている。

表 A-3-1 倫理関連規程

規程（内規等も含む）	目的
尚綱学院大学人間対象研究・調査の倫理に関する規程	研究・調査の協力者の人権を守るため。
尚綱学院大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程	科学研究費などの公的研究費補助金を適切に管理するため。
尚綱学院大学における公的研究費補助金の不正防止に関する規程	研究活動及び研究費支出に関わる不正行為を防止するため。
尚綱学院大学研究倫理綱領	研究倫理の基本理念、研究者の倫理規範、支援・管理者の倫理規範を明確にするため
尚綱学院大学における研究費等の不正防止対策に関する基本方針	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、不正防止に関する基本方針を定めたため
尚綱学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程	関連する実験が国の定めた安全基準を満たすようにするため。
尚綱学院大学化学薬品類管理規程	大学で教育・研究に化学薬品類を安全に用いるため。
尚綱学院大学動物実験等に関する規程	本学における動物実験を適正に実施するため。
尚綱学院大学動物実験倫理委員会内規	尚綱学院大学動物実験倫理委員会の組織及び運営について定めるため。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

A-3-① 倫理関連規程の整備と運用

対外的に公表が求められているもの（例えば、動物実験関連の体制や規程）については、ホームページなどで公表する。動物実験など、外部機関（第三者）による評価・検証が求められるものについては、適時実行する。

A-4 研究活動の公表、社会や教育活動への還元

＜A-4 の視点＞

A-4-① 研究活動についての公表と社会や教育活動への還元

(1) A-4 の自己判定

基準項目 A-4 を満たしている。

(2) A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4-① 研究活動についての公表と社会や教育活動への還元

本学の教員の研究分野及び研究業績は、国立情報学研究所（以下、NII）「Researchmap」上で公開しているほか、本学ホームページにおいても教員紹介を公表している。

『尚綱学院大学紀要』の発行は紀要編集委員会が担当し、査読を行い、年2回発行している。平成29(2017)年、平成30(2018)年度の発行状況と掲載件数を表A-4-1に示す。紀要は電子データを図書館ホームページで公表しており、機関リポジトリでの公開としている。

また、尚綱学院大学総合人間科学研究所において、日頃の取り組みや研究成果を学内で共有することを目的に、平成28(2018)年1月に『総研論集』を刊行した。

学内向けには全教員に配布しており、『尚綱学院大学紀要』は図書館で一般向けに公表している。【資料：紀要】

表 A-4-1 紀要の発行状況

号	発行日	論文	研究ノート	資料
73	2017. 7. 21	3	1	
74	2017. 12. 20	5	1	
75	2018. 7. 20	4		1
76	2018. 12. 19	4		

研究活動の社会への還元については、エクステンションセンターが地域貢献の観点から公開講座を行うほか、自治体からの受託研究の窓口ともなっている。

平成22(2010)年度に設立した「子ども発達支援センター」では、本学の教育研究の実績を背景に、子どもに関する相談窓口を地域住民に向けに設け、年数回子ども発達支援センター主催の講演会も実施している。【資料：子ども発達支援センター規程】【資料：発達支援センター主催講演会ポスター】

学内研究（共同研究、研究所研究）や地域に公開する研究やシンポジウムの公開については、「尚綱学院大学総合人間科学会（学術集会）」が中心になり、研究発表会を開催している。【資料：尚綱学院大学総合人間科学会（プログラム、予稿集）】【資料：尚綱学院大学総合人間科学会規約】

そのほか、各教員はそれぞれの研究分野に応じ、自治体の各種委員を兼職するなどの形で、研究活動の社会への還元を行っている。このような教員の活動は、本学教員の重要な活動の一分野と位置づけており、兼職については教授会での審議事項として扱い、「教員自己点検・自己評価申請書」においても点検項目の一つと位置づけている。【資料：尚綱学院大学兼業に関する規程】

【基準Aの自己評価】

教育研究のための環境整備と研究活動の支援と活性化体制については概ね整備されていると評価する。実際の研究活動については、科研費の申請率の向上、紀要・総研論集などへの投稿や外部への公表、あるいは研究活動の本学の研究成果を地域に還元・発信することを積極的に行い、より活性化へ向けて工夫する必要がある。

基準 B. 地域貢献・国際交流

B-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力

《B-1 の視点》

B-1-① 大学施設の開放、公開講座、リカレント教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 大学施設の開放、公開講座、リカレント教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力

本学は名取市における唯一の大学であり、地域貢献に関する市民や行政からの大きな期待が継続的に寄せられている。本学はこれに応えるべく、エクステンションセンターを中核として全学的組織的に物的・人的資源を地元の自治体や周辺地域に提供している。

平成 21（2009）年にはエクステンションセンターのもとに、名取市増田地区に「生涯学習センター」を開設し、地域貢献・社会貢献の拠点形成に取り組んでいる。また、ゆりが丘キャンパスの教室・体育施設においても生涯学習講座を開講している。体育施設に関しては、近隣の中学校のバレーボール部、軟式テニス部に対して体育館・テニスコートを定期的な活動の場として開放し、本学バレーボール部との合同練習や強化指導なども行われている。大学図書館についても名取市と締結した協定により、市民が利用できるようになっている。

東日本大震災以降、被災地にある高等教育機関として、復興に資する地域貢献活動が求められており、まず学生、教職員、市民による災害ボランティア活動、ボランティア養成、これらに関連する講座を開設した。ボランティア活動については、名取市との協議に基づき、現在 2 カ所の仮設住宅において移動生涯学習センターというコンセプトのもと、心身の健康維持に関する講座、催し物・行事の開催、他大学や NPO との連携に基づく各種活動を行っている。平成 25（2013）年 3 月には、スポーツを通じた住民の交流や健康維持促進を図ることを目的に、「尚綱学院大学総合型地域スポーツクラブ絆・KIZUNA」を大学内に設置した。これらの活動は継続的に実施、発展させ現在に至っている。平成 27（2015）年頃からは被災者の住環境の変化に伴い、仮設住宅だけでなく復興公営住宅に住まいを移す方々の繋がり支援として「生涯学習センター」や大学キャンパスに被災者、地域住民を招いて「市民交流サロン」を実施し、各地域を横断した交流の場を提供してきた。さらには、震災から 6 年が経過した平成 29（2017）年頃からは復興公営住宅住民のコミュニティ形成が課題となってきたため、新しい地域づくりへの支援などへ実活動に加え、これまでの復興支援活動の経験を活かした学習会を実施し、県内外の大学と連携しながら災害が多発する日本において復興の役割を担う次世代育成にも取り組んできた。

地域貢献活動の概要は表 B-1-1 のとおりである。

表 B-1-1 エクステンションセンター活動概要

区分	概要	内訳
オープンカレッジ講座	趣味・教養に関する講座	語学講座、文化・教養講座、健康・スポーツ講座、その他
市民大学講座・連携復興支援講座	地方自治体との連携に基づく共催事業	市民のニーズや社会の状況を反映した講座等の開講
リカレント講座	資格取得者（例：保育士・幼稚園教諭）の再教育	幼稚園教諭・保育士再教育のためのリカレント講座

幼保特例制度講座	「幼保連携型認定こども園」で働く保育教諭となるための経過措置に対応するための講座	特例科目（4科目） 「福祉と養護」「相談支援」 「乳児保育」「保健と食と栄養」
シニアカレッジ	教養に関する講座	市民のニーズや社会の状況を反映し、教養を深める講座等の開講 3回～7回の連続講座
みやぎ県民大学 「学校等開放講座」	地方自治体との提携・協定に基づく講座や講演会	市民のニーズや社会の状況を反映した講座等の開講
学都仙台コンソーシアム サテライト キャンパス講座	学都仙台コンソーシアムとの連携による講座	複数の大学が連携し、市民のニーズや社会の状況を反映した講座を開講
尚綱学院大学総合 型地域スポーツク ラブ	運動・スポーツを通じた 地域住民による参加型 教室・サークル活動	9種目 11教室・愛好会・サークルを実施
心の復興支援講座	地方自治体との提携に 基づく事業	宮城県による東日本大震災後の心の復興支援事業による講座及び個別相談を実施
ボランティア活動 支援	学生サポートスタッ フ・人材バンク登録制度 の導入 震災直後から名取市を 中心としたボランティ ア活動及び関連講座や 行事	仙台市及び名取市教育委員会と提携した児童・生徒の学習等の支援活動 名取市災害ボランティアセンターのスタッフや仮設住宅集会所での寄り添い支援活動（イベント開催による交流創生、傾聴ボランティア等）。近年は、復興公営住宅でのコミュニティ形成支援や次世代育成のための学習会を開催。

【資料：尚綱学院大学生涯学習センター講座のお知らせ】【資料：尚綱学院大学ボランティアステーション TASKI ボラステ新聞、尚綱学院大学地域とのつながり】【資料：尚綱学院大学リカレント講座幼保特例制度講座開講のご案内】【資料：「学生サポートスタッフ」要請依頼、学生サポートスタッフ・人材バンク事業の実施について】

a) オープンカレッジ講座

語学関連講座としては英会話以外にハングル講座、イタリア語講座、文化教養講座として書に親しむ講座、デッサン講座、音楽講座（オカリナ）などの講座やサークル活動を展開している。これらの講座の多くは「生涯学習センター」で実施しているが、語学講座などの一部は本学キャンパスの一般講義室などで実施している。

表 B-1-2 にオープンカレッジ講座の実績を示す。

表 B-1-2 オープンカレッジ講座実績

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
開講講座数 合計 (件)	33 講座	32 講座	39 講座	36 講座	33 講座
受講者延べ 人数 (人)	5,700 人	4,648 人	3,270 人	2,940 人	2,882 人

b) 市民大学講座・連携復興支援講座

名取市という地域・郷土をモチーフにした各種講座、高齢化社会をイメージ・対象にした講座、次世代の教育をテーマにした講座などを開講している。平成 30 (2018) 年度からは名取市委託事業「名取市民大学講座」として、地域が抱える課題をテーマに、健康、いじめ、防災、共生について専門的な見地からアプローチした講座を開講した。各講座終了時には必ずアンケート調査を実施、その結果のフィードバックを行い、受講生の希望を可能な限り取り入れ、評価の高い講座の継続、要望の高いテーマの講座の新設などを心がけている。また講師全員にアンケート結果を伝え、次回の講座に役立てている。

表 B-1-3 に市民大学講座・連携復興支援講座の実績を示す。

表 B-1-3 市民大学講座・連携復興支援講座 実績

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
開講講座数 合計 (件)	12 講座	12 講座	15 講座	17 講座	12 講座
受講者延べ 人数 (人)	4,758 人	5,589 人	5,641 人	3,579 人	1,450 人

c) リカレント講座

子ども学科の前身である女子短期大学部保育科時代の卒業生を中心とした保育現場からの強い要望に応え、平成 17 (2005) 年度から現在まで開講している。受講者の層は幼稚園教諭や保育士ばかりでなく、本学学生や一般市民などに広がりを見せている。今後は学都仙台コンソーシアム事業の一環として位置づけていく予定である。

表 B-1-4 にリカレント講座の実績を示す。

表 B-1-4 リカレント講座実績

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
開講講座数 合計 (件)	4 講座	4 講座	4 講座	4 講座	4 講座
受講者延べ 人数 (人)	76 人	79 人	92 人	152 人	268 人

d) 幼保特例制度講座

認定こども園法の改正により創設された「幼保連携型認定こども園」で勤務することができるよう、幼稚園教諭免許所持者で、一定の基準を満たした者を対象とした講座を開講している。

表 B-1-5 に幼保特例制度講座の実績を示す。

表 B-1-5 幼保特例制度講座実績

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
開講科目数	4 科目	4 科目	4 科目	4 科目
受講者人数 (人)	82 人	39 人	30 人	26 人
受講者延べ人数 (人)	201 人	102 人	78 人	71 人

e) シニアカレッジ

「社会人の学び直し」をテーマにシニア世代への教養講座を実施している。3回～7回の連続した講座を開講することで、より長期的に充実した内容を提供することができる。相互に意欲を高め、「やりがい」を感じ、仲間と共に学ぶ場となっている。文学、俳句、漢詩、環境の講座などを開講している。各講座終了時には必ずアンケート調査を実施、その結果のフィードバックを行い、受講生の希望を可能な限り取り入れ、評価の高い講座の継続を心がけている。また講師全員にアンケート結果を伝え、次回の講座に役立てている。

表 B-1-6 にシニアカレッジの実績を示す。

表 B-1-6 シニアカレッジ実績

	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度
開講講座数 (件)	3 講座	3 講座	4 講座
受講者延べ人数(人)	660 人	596 人	328 人

f) みやぎ県民大学「学校等開放講座」

平成 16 (2004) 年度の宮城県教育委員会との連携協力締結に基づき、現在に至るまで一般市民を対象に実施している。本学教員の専門性を活かし、県民の学習ニーズ合った講座を開講している。表 B-1-7 にみやぎ県民大学「学校等開放講座」の実績を示す。

表 B-1-7 みやぎ県民大学「学校等開放講座」の実績

年度	テーマ	延べ参加人数
平成 26 (2014) 年度	持続可能な社会をつくるために	75 人
平成 27 (2015) 年度	食と健康	114 人
平成 28 (2016) 年度	川端康成『雪国』を語る	81 人
平成 29 (2017) 年度	小池真理子「無伴奏」を読み解く	63 人
平成 30 (2018) 年度	文学講座「人・こころ・文学」 「こころ」と「からだ」～よりよく生きるために～	699 人

g) 学都仙台コンソーシアム サテライトキャンパス公開講座

学都仙台コンソーシアムの事業として実施するサテライトキャンパス講座は、一般市民の受講生のために大学構内とは別の場所に設けられた教室であり、複数校による出講により実施している。本学教員の専門性と学部の特色を活かした講座を開講している。表 B-1-8 に学都仙台コンソーシアム サテライトキャンパス公開講座の実績を示す。

表 B-1-8 学都仙台コンソーシアム サテライトキャンパス公開講座

年度	テーマ	延べ参加人数
平成 29 (2017) 年度	共同体を哲学する	22 人
平成 30 (2018) 年度	英語多読法～簡単な英語から始めれば英語力は 確実にアップする～ こころとからだをつなごう～動作法を学ぶ講座 ～	112 人

h) 尚綱学院大学総合型地域スポーツクラブ絆・KIZUNA

平成 25 (2013) 年 3 月に、スポーツを通じた住民の交流や健康維持促進を図ることを目的に、宮城県体育協会、名取市教育委員会、名取市体育協会の支援により、「尚綱学院大学総合型地域スポーツクラブ絆・KIZUNA」を大学内に設置した。テニス、ヨガ、バレーボー

ル、小学生ソフトボール、グランドゴルフなどの多種目のスポーツを子どもから高齢者まで多世代に渡し、それぞれのレベルや楽しみ方に合わせて取り組めるようなプログラムを提供している。設立初年度から目標を上回る多くの市民が参加し、スポーツをとおした健康の維持増進や市民交流の機会を創生している。

表 B-1-9 に総合型地域スポーツクラブ絆・KIZUNA の実績を示す。

表 B-1-9 総合型地域スポーツクラブ絆・KIZUNA の実績

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
開講教室数 合計 (件)	31 教室 1 大会	29 教室 1 大会	32 教室 1 大会	25 教室 1 大会	22 教室 1 大会
受講者数 (人)	862 人	886 人	917 人	708 人	627 人

i) 心の復興支援講座

平成 28 (2016) から平成 27 (2017) 年度まで宮城県 NPO 等による心の復興支援事業として実践型「いのちの教育」講座を開講。本学のこども学科と心理学科の教員が協働し、本学キャンパス及び仮設住宅において講座に加えて個別相談を実施し、東日本大震災被災者の心の復興に寄与した。

表 B-1-10 に心の復興支援講座の実績を示す。

表 B-1-10 心の復興支援講座

年度	テーマ	延べ参加人数
平成 28 (2016) 年度	実践型「いのちの教育」による子育て支援 ～健やかな未来のために～	221 人
平成 29 (2017) 年度	実践型「いのちの教育」による心の育み支援 ～健やかな未来のために～	314 人

各事業の企画・運営・実施については、事業を企画する時点から明確なコンセプトを定め、シリーズ物の事業に関しては系統性、連続性をもたせ、それに応じた担当教員を選定した上で、地域住民や卒業生に学びの場を提供している。全事業でアンケート調査を行い、参加者の満足度、講義内容の理解度、講義方法の妥当性などの掌握に努め、新事業企画の要望も汲み取っている。

アンケート調査によれば、「オープンカレッジ講座」、「市民大学講座」、「連携復興支援講座」、「リカレント講座」、「みやぎ県民大学『学校等開放講座』」、「スポーツクラブ」のいずれの事業も好評である。

「みやぎ県民大学『学校等開放講座』」に関しては県内全域に広報が行きわたり、名取市以外の遠方から、また NPO 法人や教育関係者、福祉関係者など多方面から受講者が集まっている。

特に平成 30 (2018) 年よりスタートした名取市委託事業「名取市民大学」については、地域が抱える課題等について名取市担当者との意見交換を行いながらテーマを設定し、市民の多様で高度な学習ニーズに対応した講座であり、アンケートの結果も大変好評であった。

j) ボランティア活動

地域の教育上の諸課題に的確に対応するため、平成 19 (2007) 年度に仙台市教育委員会との間で、平成 20 (2008) 年度には名取市教育委員会、名取市健康福祉部との間で連携協力に関する覚書を締結した。これは、保育所・幼稚園・小学校・中学校の教育現場にボラ

ンティア学生を派遣する目的の連携協定である。それぞれの「学生サポートスタッフ・人材バンク」への学生の登録者を随時募集し、学生が登録している。学生ボランティア活動学習会は随時行っている。【資料「学生サポートスタッフ」要請依頼、学生サポートスタッフ・人材バンク事業の実施について】

また、東日本大震災直後から、本学は、学生・教職員をはじめ同窓生・一般市民とも連携し名取市を中心にボランティア活動を行った。具体的には、名取市が設置した災害ボランティアセンターのスタッフとしてセンターの閉鎖まで支援活動を行い、これと並行して避難所での支援活動としてコンサートや、寄り添いの活動を行った。平成 23 (2011) 年 8 月からは名取市内の仮設住宅において交流創生のイベント開催等支援活動を継続して実施してきた。平成 28 (2016) 年度頃からは、仮設住宅から復興公営住宅に移転する被災者も増え、既存の地域とのつながりや新しいコミュニティの形成の支援へと活動の内容も変化してきたが、学生たちはこれまでの被災者とのつながりと寄り添い支援のノウハウを活かし、地元名取市の大学生として真摯に活動に取り組んでいる。

これらの活動は全国の大学やコンソーシアムとも連携して実施しており、本学が県内外の学生が被災地で活動するための受け皿となっている。また、合同活動が学生間交流の機会にもなり、多くの若者が被災地に関わり、現地での大きな力になっていると同時に学生自身の成長にも繋がっている。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 23 (2011) 年 3 月の震災以降、エクステンションセンターの担うべき役割は大きく転換し、学内にボランティアステーションを設置し、被災者支援活動を継続してきた。仮設住宅団地内の集会所での講座などを通して活動を続け、震災からの復興に関連したボランティア活動や人材育成を継続し実施していく。

他方、従来からの生涯学習活動に関しても、改善点の克服、新たな課題設定により、本学の学術的・文化的資源を存分に活用し、さらに強固な社会連携・社会貢献をめざす。

被災地の課題でもある、仮設住宅、復興公営住宅、地域を取り巻くコミュニティの再生のために長期的な視点で取り組み、特に他の支援団体、全国の他大学と連携して活動を継続していく。

B-2 教育研究上における企業や他大学との適切な関係

《B-2 の視点》

B-2-① 教育研究上における企業や他大学との適切な関係

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 28 (2016) 年度より地域との連携を強化し、名取市那智が丘町内会、名取市北釜地区等の地域活性化に協力している。特に、東日本大震災時に甚大な被害を受けた農業地帯でもある名取市北釜地区に関しては、農業生産法人 株式会社 名取北釜ファーム及びその地域の企業と共に、北釜地区復興に向けて本学の研究、教育を活かした取り組みを行っている。

平成 29 (2017) 年度には宮城県川崎町との包括連携協定を締結し、双方の連携協力のもと、地域活性化の実現に向けて取り組みを行ってきた。この連携の中で平成 30 (2018) 年には川崎町の酒蔵・新澤醸造店での「酒造り体験」を実施。さらには、名取市のジェラードショップ・ナチュリノ、宮城県農業高等学校、福島県相馬市の松永牛乳株式会社との連携によって実施した「ずんだアイスプロジェクト」など、学生が地元企業との連携の中で学びを活かし、共に地域活性化に取り組んでいる。【資料：尚綱学院大学ホームページ】

他大学との連携に関しては、本学は「学都仙台コンソーシアム」の会員校となっている。本学はその前身である「高等教育ネットワーク・仙台」の事業に以前から参加しており、公開講座や単位互換ネットワークへの単位互換科目の提供をしてきた。また、学都仙台コンソーシアム事業参加を想定して、平成 18（2006）年度以降、本学内で「幼稚園教諭・保育士のためのリカレント講座」を継続して開講している。

さらに、平成 23（2011）年度下半期から開始した学都仙台コンソーシアムの「復興大学」事業では、その 4 つの事業の一つである「災害ボランティアステーション」を東北学院大学とともに担当するなど、他大学との緊密な連携が実現している。復興大学事業は、震災から 5 年が経過し文科省の助成が終了し、学都仙台コンソーシアム復興大学部会として機能を残し、引き続き被災地支援と学生の教育を連携して行っている。平成 29（2017）年度においては、東北学院大学、東北工業大学をはじめとする宮城県内の大学と協働し、これまでも本学が行ってきた被災地支援活動、ボランティア学習会について県内外他大学の学生を受け入れ、総合的な学生への教育を実践してきた。

また、兵庫、千葉、福岡など、全国の他大学との共同ボランティアも活発に行っており、持続および拡大されたネットワークを利用し、学生のコミュニケーション能力や人間力の育成に繋げている。【資料：復興大学部会資料】

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

名取市や川崎町だけではなく、その他近隣地区との協定、協力関係の中でその市町にある企業等と連携することにより、更なる教育研究の推進を図る。

学都仙台コンソーシアムの「復興大学」事業の継続により、さらに近隣大学、全国の大学との連携強化に努める。

B-3 大学と地域社会との協力関係

≪B-3 の視点≫

B-3-① 大学と地域社会との協力関係

(1) B-3 の自己判定

基準項目 B-3 を満たしている。

(2) B-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-3-① 大学と地域社会との協力関係

本学エクステンションセンターの活動は、教育委員会や近隣公民館の協力を得て地域住民に広報がなされている。また、みやぎ県民大学「学校等開放講座」における「大学開放講座」は、県教育委員会を中心として名取市教育委員会の協賛を得、本学を含めた三者で企画・運営を行っている。さらに県教育委員会とは平成 17（2005）年度に「高大連携特別授業の公開に係る協定」を締結し、大学の授業の中で、高校生にも理解できる授業を公開している。

平成 19（2007）年度から仙台市教育委員会と、平成 20（2008）年度からは名取市及び同教育委員会と「協力協定の覚書」を取り交わし、学生サポートスタッフ・人材バンク登録制度を設けている。これらに基づき、ボランティア講習を受けた本学学生が、地域の小学校や中学校での学習支援や行事支援に年間を通して参加している。そのほか名取市とは「文化・産業事業支援に関する協定」に基づき、多方面にわたる良好な協力関係を構築している。

さらに、東日本大震災以降は、自治体と協力して 2 つの仮設住宅団地に対する復興支援活動を行うなど強固な協力関係が構築され、その後、他の仮設住宅、復興公営住宅等へと範囲を広げ、名取市主催の被災者支援連絡会において他の支援団体と協力の上、支援活動を継続している。

平成 28 (2016) 年度より名取市那智が丘町内会、名取市北釜地区等の地域活性化に協力している。2017 年 4 月には川崎町との地域活性化に関する包括連携協定を締結し、人材育成、まちづくり、教育・研究・文化振興、さらには産業、地域保健、福祉等の事業推進に向けた活動を始めている。

平成 29 (2017) 年度には宮城県川崎町との包括連携協定を締結し、双方の連携協力のもと、地域活性化の実現に向けて取り組みを行ってきた。地域課題の解決に向けた活動を作り出していく行動力のある人材育成を目指すために設置された「地域実践コース」のスタートに合わせ、川崎町全面協力のもとに「バスで川崎町めぐり発見の旅」を実施し多くの学生が参加した。平成 30 (2018) 年には、子ども学科の学生が川崎小学校サマースクールや、企業との連携事業として、川崎町の酒蔵・新澤醸造店での「酒造り体験」を実施した。

【資料：川崎町との協定書】

さらには、地元名取市との産学官連携事業のひとつとして、名取市のジェラードショップ・ナチュリノ、宮城県農業高等学校、福島県相馬市の松永牛乳株式会社との協同による「ずんだアイスプロジェクト」を実施し、学生が地元企業との連携の中で学びを活かし、共に地域活性化に取り組んでいる。

(3) B-3 の改善・向上方策 (将来計画)

地域自治体との役割分担を考慮に入れつつ、地域との良好な連携協力関係を今後も維持し、さらなる関係強化に努める。平成 31 (2019) 年 4 月にイオンモール名取にオープンする地域連携交流プラザ及び尚綱学院大学総合型地域スポーツクラブ絆・KIZUNA を中心に、各種生涯学習講座やスポーツクラブ教室をより充実させると同時に、新しい地域貢献のかたちを創意工夫し、地域の住民に学習の機会とスポーツを通じた交流の場を提供していく。

さらには、一つの地域との協力関係だけではなく、他地域同士をつなぐ役割を担うことで、地域活性及び教育環境の充実をめざす。

B-4 国際交流の適切性

＜B-4 の視点＞

B-4-① 大学の特色を生かした国際交流

B-4-② 海外の大学との交流及び留学生の受け入れ

(1) B-4 の自己判定

基準項目 B-4 を満たしている。

(2) B-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

B-4-① 大学の特色を生かした国際交流

国際交流活動は 4 年制大学が設置された平成 15 (2003) 年度より海外の大学と協定締結するなど積極的に行ってきた。事業は、各年度 PDCA サイクルに基づき、5 年間の中期目標を毎年更新しながら行われている。海外の協定大学数は特に 2015 年度以降順調に増え、2018 年度末では、アメリカに 3 校、ロシアに 2 校、中国に 2 校、韓国に 1 校、台湾に 1 校、ベトナムに 1 校の計 10 校になり、学生や教職員の交流の機会は飛躍的に増大した。また、オーストラリアでの海外インターンシップ、カンボジアでの子どもの人権を支援する交流活動もほぼ毎年実施されている。

本学では、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを教育目的のひとつとしている。また、建学の精神には「他者と共に生きる」を掲げており、国内に留まらず世界を知り、“人”を大切にできる人材を育成している。平成 28 (2016) 年度には国際教養コースを立ち上げ、学科の壁を取り払い、全学的にワークショップや研修会、セミナーなどを実施、海外で学ぶ機会を全学科の学生に提供している。一方、海外短期留学では、留学前に異なる学科に所属する参加者が合同で渡航先の語学や文化、安全

情報等についての事前学習を行い、帰国後に振り返り報告会を行うことでプレゼンテーション能力や他学科の教養、知識を学ぶことにも繋げている。表 B-4-1 のとおり、国際交流活動の多様な機会提供により、国際社会で活躍できる人材育成を積極的に行っている。

表 B-4-1 「主な国際交流活動一覧表」 2017 年度～2018 年度

年度	主な国際交流活動
<p>平成 29 (2017) 年度</p>	<p>中国、大連理工大学から交換留学生 2 名受入 (4 月) 台湾、弘光科技大学で本学教員による特別講演実施 (4 月) スペイン、CEU サンパブロ大学教員による特別講演実施 (7 月) 韓国、培材大学夏期短期留学プログラムに学生 6 名派遣 (7 月) 台湾、弘光科技大学夏期短期留学プログラムに学生 9 名派遣 (8 月) 米国、シアトル夏期短期留学プログラムに学生 10 名派遣 (8 月) 中国、越秀外国語学院から交換留学生 2 名受入 (9 月) ロシア、国立芸術学研究所と協定締結 (10 月) 中国、大連理工大学へ本学学生 1 名交換留学派遣 (10 月) 韓国、培材大学教員による特別講演会実施 (12 月) 台湾、玄奘大学の教員 2 名及び学生 11 名本学訪問 (12 月) 中国、大連理工大学教員による特別講演会実施 (1 月) カンボジア子どもの権利スタディツアーに学生 7 名派遣 (2 月) ベトナム、ダナン短期研修 (愛知学院大学合同) に学生 6 名派遣 (3 月) ロシア、ウクライナ元大統領より本学教員音楽分野貢献賞受賞 (3 月) スウェーデン教育セミナー in 仙台に本学教員 3 名参加 (3 月) 名取市国際交流実行委員会に本学教員が委員として協力 (通年)</p>
<p>平成 30 (2018) 年度</p>	<p>国際交流センター設置 (4 月) 中国、大連理工大学から交換留学生 2 名受入れ (4 月) 台湾、弘光科技大学で本学教員特別講演実施 (5 月) ベトナム、ダナン大学師範大学と友好協力協定締結 (7 月) 韓国、培材大学夏期短期留学プログラムへ学生 6 名派遣 (8 月) 台湾、弘光科技大学夏期短期留学プログラムへ学生 4 名派遣 (8 月) オーストラリア海外インターンシップへ学生 8 名派遣 (8 月) 米国、シアトル夏期短期留学プログラムに学生 5 名派遣 (8 月) アジア太平洋大学交流機構 (UMAP) 加盟 (8 月) 台湾・宮城の認知症サポート団体の合唱団と本学聖歌隊が台日友好交流音楽会を仙台市内で実施 (8 月) 中国、浙江越秀外国語学院から交換留学生 2 名受入れ (9 月) 台湾、弘光科技大学より交換留学生 1 名受入れ (9 月) 国際交流フェア・協定大学留学説明会実施 (10 月) 中国、大連理工大学教員による特別講演実施 (11 月) 台湾、弘光科技大学教員による特別講演実施 (12 月) ベトナム、ダナン大学師範大学と学生交流協定締結 (12 月) ベトナム、ダナン大学師範大学で開催されたベトナム言語学学会で本学教員基調講演実施 (12 月) 米国、ワシントン州立オリンピックカレッジと協定締結 (12 月) 韓国、培材大学教員による特別講演会実施 (1 月) 台湾、弘光科技大学で本学教員特別講演実施 (3 月) 名取市国際交流実行委員会に本学教員が委員として協力 (通年)</p>

B-4-② 海外の大学との交流及び留学生の受け入れ

本学は協定大学から毎年交換留学生を受け入れている。

表 B-4-3 のとおり留学生の受け入れも増加し、チューター制度による留学生に対するきめ細やかな支援や、日本語によるスピーチ大会、尚志祭（大学祭）などへの共同参加を通して日本人学生との交流が頻繁に行われている。

表 B-4-2 「国際交流プログラム参加者数」 (人)

プログラム	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
台湾 弘光科技大学 夏期短期留学	3	9	4
韓国培材大学 夏期短期留学	9	6	6
アメリカシアトル 夏期語学研修	8	10	5
現代社会学科国際交流実習 (韓国)	12	-	14
現代社会学科国際交流実習 (中国)	-	2	6
カンボジアプロジェクト	9	7	-
オーストラリアインターンシ ップ	16	-	8
協定校交換留学派遣	1	1	-
協定校交換留学受入	2	4	5
その他 (ゼミ海外研修等)	-	6	3
計	60	45	51

表 B-4-3 「外国人留学生の在籍者数」 ※交換留学生を除く (人)

国籍	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
中国	12	11	8
韓国		1	1
ベトナム	5	4	3
モンゴル	1	1	1
計	18	17	13

[基準 B の自己評価]

名取市における唯一の四年制大学として、その活動は多岐に渡っており、十分に地域貢献の使命を果たしていることから、高く評価できる。

また、国際交流についても、海外留学者及び交換留学生への学科を越えた支援体制が整備され、海外協定校との交流も活発であり、評価できる。